

果自ら各銀行間に相互に債權債務の關係を生すべければ、各銀行は特に設けたる手形交換所に於て、毎日一定の時間に各自所有の手形を持ち寄り、手形の交換を行ひ各自の貸方借方の決済をなすものとす。而して其の少額の清算殘數は親銀行(倫敦に於ては英蘭銀行)に於て引受けしむる指圖書形を以て其の計算を完結する仕組なり。手形交換方法の組織は英吉利の外、北米合衆國、澳土太利及び佛蘭西等の諸國に行はるるも、獨り獨逸にありては、全國帝室銀行が行ふ振替等務に於て完結せしむることを得るの組織とせり。

我國手形交換所は明治十二年十二月大阪に於て大阪手形交換所を開始したるを嚆矢とし、全二十四年三月東京に於て東京交換所なるものを設け東西相對峙して其の成績頗る良好なりしが、全三十三年七月神戸交換所、全三十一年一月京都交換所、全三十三年二月横濱交換所、三十五年九月名古屋交換所等の開始あり、經濟界の發達に伴ひ年々適順の進歩を示せり。而して其の交換高は大正元年中に於て九十五億餘圓の巨額に上

れり。

三、銀行券發行。銀行は一種の證券を發行し、其の提示人即ち持參人に一覽の上額金額を支拂ふべきことを約す、斯の如き證券を銀行券又は銀行紙幣と云ふ。而して銀行券又は紙幣の受拂に關しては、其の證券金額の多少、發行者の支拂能力の有無等が流通の難易に影響を及ぼす所少なからざるものとす。又銀行が銀行券又は紙幣の發行に付きて得る所の利益は、銀行が其の發行銀行券又は紙幣の所有者より無利子の金を預かりたるに等しきものたるにあり。而して銀行は何時にてもその證券又は紙幣の提示により正貨を以て額面金額を支拂ふべき義務を有するや勿論なり。

四、債券發行。普通の銀行にありては債券を發行するが如きこと殆んどなしと雖も、特種の銀行に於ては法律の認許する所により貸付資金吸收の一方法として債券を發行することあり。我邦にありては不動産を抵當として長期の金融を行ふことを目的とせる銀行即ち農工銀行勸業銀

行、北海道拓植銀行等は此の特典を有し。其の他日本興業銀行の如き動産を擔保として短期の金融をなすものにあつても法律の規定に基づき債券發行の特典を有せり。

第三節 銀行の能働業務

銀行に於ける能働的業務の主なるものは、銀行固有の資金又は債權者及び他の銀行より吸收したる資金を信用業務に使用すること之なり。其の重要なもの左の如し。

一、手形の割引。手形の支拂期日前に當りてその當日又は翌日より支拂期日までの利子を額面金額より控除し、其の殘額を以て手形を買ひ入るるものにして、依りて以て手形の流通を確保するのみならず大に商工業家の金融を補助するものなり。而して銀行は割引購入したる手形を更に左の如く取扱ふものとす。

甲、手形の上に書替の旨を符箋するか若くば之れに裏書をなし再び流

通せしむ。

乙、支拂期日の滿つるまで銀行の庫中に保管す。

手形の割引歩合又は割引率或は單に割引とも稱すは金利を標準として算定するものにして金融市場の需要供給によりて之れを定む。

二、動産擔保貸付即ち動産質に對する貸付。銀行が動産を占有擔保とし短期の貸付又は當座貸越をなすものにして銀行の能働的業務の主腦とも云ふべきものたり。即ち左の如し。

甲、主として大なる容積を有せず且つ價格の變動の餘りに急激ならざる貨物并に其の貨物の存在を證明せる證書類即ち船荷證書積荷證書寄託證書倉荷證券及質證券等を擔保とするもの。

乙、貴重品金銀寶石等を擔保とするもの。

丙、公債證書株券債券等を擔保とするもの。

動産擔保の價格は普通市價より低き割合を以て査定するものにして且動産の種類によりて其の割合を異にするを普通とす又其の利子歩合は割

引歩合よりも高率なるを通例とす。

三、不動産擔保貸付。不動産を擔保として長期の貸付を爲すは主ら債券發行の特典を有せる農工銀行勸業銀行等の業務とする所にして、普通銀行に於て此の業務を行ふときは資金固定するを以て一時の取付に遇ひたる場合に支拂不能に陥るの虞あるが故に此の種の貸付を爲さざるを通例とす、されど地方の預金銀行にありては往々地方的情實に制せられ不動産を擔保として短期又は長期の貸付をなすもの少なからず。

四、交互計算上の貸付。此の業務は専ら商工業者の金融の便宜を計る特種の信用にして其の與ふる所の信用左の如し。

甲、有擔保貸付。豫め有價證券の預入をなさしめ又は抵當權を設定し若くは保證を設けしめ、夫れに對して隨時貸付をなすもの。

乙、無擔保貸付。即ち對人信用又は一般的保證に對して貸付をなすもの。

其の他銀行の貸付方法としては當座預金者が預金の空虛となりしに拘

らず尙一定の期間と金額を限り無擔保有擔保若くは不動産を根抵當として自由に小切手を振出すことを許すことあり、之れを當座貸越と云ふ。又銀行に資金の餘裕ある場合に當り何時にても要求によりて返済せしむべき契約にて豫め擔保品を徴し一時的極めて短期の貸付をなすことあり、之れをコールローンと云ひ、之に使用する資金をコールマシーと云ふ。而して其の期間は我國にありては一二週間に及ぶことあるも歐米の取引の額繁なる地に於ては只當日限りの貸付をなす場合ありと云ふ。

第四節 銀行の附隨業務

銀行の從たる業務即ち金庫業務は顧客の便宜の爲めに一定の條件に從ひ又は手数料を受けて金錢の收支指圖書形及び其の他の信用證券の振り出し又は支拂并に保管等を行ふものを云ふ。而して是等の業務は現今の銀行に於ては從たる業務とすれども銀行創始の初期に於ては銀行は信用機關には非ずして寧ろ純然たる支拂機關となしたるを以て却て之を主たる業務としたりしなり。

即ち昔時の銀行は唯顧客の爲めに金銭を預り之を保管し、必要に應じて支拂をなすの準備を爲すを專業としたりしなり。而して銀行は顧客の指圖により或る支拂をなし其の金額を主簿に記入差引して計算を結了する所謂振替銀行の業務を行ふものを生じたり。

現今の信用銀行は此の初期の振替銀行の變形したるものあり、又兩替屋或は錢座より變化したるものあり。而して又夫等の銀行が當初空しく預金を貯藏して利用せざるを不利となし之を他に貸出しを爲すに至り、現今の所謂信用銀行の基礎を作りたるものなり。

銀行の附隨業務として上記の業務の外に行ふ重要なる科目を擧ぐれば、内國貨幣と内國貨幣、外國貨幣と他の外國貨幣並に内外貨幣の交換を行ふ兩替、地金銀の賣買、主として中央銀行、金銀有價證券又は貴重物品の保護、預國家又は公共團體、私設會社等の公債、株券、社債等の募集に當り自己の計算によりて行ふ、夫等有價證券の引受、又は賣買、或は自己の計算によらずして單に上記有價證券募集の申込所として行ふ信託業務、送金の便宜を計る爲替業務等あり。

以上要之商業銀行は固有の資本並に吸收資本を利用し、直接又は間接に信用業務を營むものにして、其の債權者に對しては銀行の資本、硬貨の準備及び金庫に貯藏する有價證券、信用證券に依り、並に法律の規定に基づく行務の監査監督及び營業報告等によりて保證を與へ以て業務の發達を圖り、以て經濟界の重要機關たるの任務を行ふものなり。

第五節 農業銀行及び産業銀行の業務

農業銀行並に産業銀行は長期の信用を與ふるを以て其の特種の目的とせるものなり。而して農業銀行は財産所有者に對し不動産特に土地の購買、保存並に改良の爲めに要する資金を普通の貸借に比して頗る便宜なる條件を以て貸付を行ふを其の本領とし、其の貸付に必要な資本は銀行固有の資本の外債券を發行して之れに充つるものとす。我國の農工銀行の農工債券、勸業銀行の勸業債券の如きは即ち夫れなり。而して此の債券は有利子にして取引市場に於て容易に賣買せらるべきものとす。又其の借り主は通常償還通知の留保によ

り第一抵當に對して貸付を受け、毎年其の借金に對する利子と共に濟崩消却法（おぼろげ消却法）により元金の一部分宛を償還するものなり。而して其の期間に於て借主の毎回支拂ふべき金額即ち定期償還金は一定して變せざるを通則とするを以て、消却したる元金額の増加するに従ひて利子額の減少を來すものとす。斯の方法によりて資本を貸し付くるは農業の改良上農家に對し多大の便宜を與ふる所以にして一農家は之によりて農業上種々の施設即ち建設物の造營、水利の開通、濕地の乾燥耕地の改良、山林の植樹等を行ふことを得、又不毛の地を化して豊沃ならしめ收穫を増加し、以て其の資力を豊富ならしむることを得るなり。而して此の定期金貸付方法をして完全なる効果を擧げしめんには凡そ左の條件を必要とすべし。

一、濟崩し償還として返却せしむべき金額多きに過ぐるときは借り主の困難を來して更に他に負債を生せしむるの虞あり、又少なきに失するときは徒らに期間を長くし借り主の苦痛を長からしむるを以て共に良好の方法とすべからず。須らく其の金額の多少、期間の長短の宜しきを得しめざる

べからず。

二、辨濟を怠りたるときに於て、遅延利子を徴收する場合は、成るべく地方の金融狀況、借り主の收穫時期等を考慮し、又辨濟期に付きても適宜分割支拂を許す等其の苦痛を軽減する方法を講せざるべからず。

土地信用は府縣市町村其他の公共團體又は土地所有者の組合を以て設立したる不動産銀行（農工銀行の如きもの）に於て之れを與ふるものなり。而して土地所有者の多數が此の種の銀行の變體たる相互主義によりて組織せる所謂組合的不動産銀行にして善良なる經營をなすものとせば、地方の土地經濟上多大の利益を提供するや勿論なり。されど單に營利を目的として設立せる土地信用に關する銀行にありても農業經濟上決して有利ならずとす可らざるなり。顧ふに共同的經濟企業の觀念の未だ發達せざる地方、又は土地所有者の區劃膨大なるか或は貸付の目的となるべき土地の非常に廣き爲土地所有者の組合銀行に於て必要とする相互の監督十分に行はれ難き場合にありては、寧ろ營利的不動産銀行の力を藉りて農業改善を圖るの必要あるべし。又歐米に於ては不動

産銀行の外、農業地方の耕作者又は雇人等に對する信用の爲めに貸金庫又は國民銀行と稱するものあり、此の種の信用機關は後章經濟組合を述ぶる場合に於て説明すべし。

産業銀行我國の日本興業銀行の類は貨物を擔保として貸付をなすと同時に商業銀行の業務を經營し、産業上の企業、銀行事業の創設を爲し、且つ動産信用の貸付をなすものにして、銀行固有の資本によるは勿論債權發行によりて吸収したる資金を以て行務を經營するものなり。

不動産銀行の業務に關しては斷えず危険防止の警戒をなすの必要あり、何となれば是等の株式及び債券の價格は常に經濟上の變動に伴ひ烈しく影響を受くるものなればなり。又此種の銀行にして往々當業者自ら投機の渦中に投じ種々の手段によりてその株式を騰貴せしめ又は低落せしむることを努むることあり、遂に有益なる企業に放下すべき資本を之れに投入したるの例亦尠しとせず。斯くの如くにして時日を経るに従ひ企業の基礎堅固を缺き經濟界に不利益を與へ、終に破綻して收斂すべからざるに至り、多數輕信の株主等をして大

なる損失に陥らしむるの結果を見ることあり。

第六節 我邦の銀行種類

終りに我國銀行制度により設立せる銀行の種類の大要を記すれば左の如し

一、普通商業銀行。

甲、普通銀行。銀行條例により設立し一般商業銀行的營業をなすもの。

乙、日本銀行。普通商業銀行の中央銀行親銀行として設置したるものにして、日本銀行條例其他の特別法によりて支配せられ、一般的銀行條例の適用を受けざるもの。

二、動産抵當銀行。工業信用機關の中心として設立せられたるものにして、動産抵當貸付を其の任務とす。日本興業銀行法によりて設立せられたる日本興業銀行は即ち夫れなり。

三、不動産抵當銀行。農工業の信用機關特に農業信用機關として不動産抵當貸付を任務とす。

甲、日本勸業銀行。日本勸業銀行法によりて設立せられ、不動産抵當銀行の親銀行たり。

乙、農工銀行。日本勸業銀行の支脈として設置せられ銀行條例及農工銀行法の適用を受く。

四、殖民地開拓を目的とする銀行。殖民地の事業を補助するを目的として設置せられたるもの。

甲、臺灣銀行。

乙、北海道拓殖銀行。

五、日本正金銀行。外國貿易に當り爲替の媒介者たることは内地商業の夫れと趣を異にせるを以て正金銀行條例によりて特殊銀行として設立したるもの。

六、貯蓄銀行。複利の方法によりて公衆の爲めに預金事業を営み、銀行條例の適用を受けずして貯蓄銀行條例の適用を受くるものなり。普通銀行は此兩條例の適用を受け貯蓄銀行の事業を兼營することを得るものなり。

第六章 商業

財貨交換の仲介は特種の經濟活動たる商業の對象たり。即ち商業經營者たる商人は貨物を買ひ之れを轉賣して利益を得ることを目的とし、而して此の利益は商人の収益を組成するものなり。商業の目的とする貨物の種類によりて商業を別ちて動産商、不動産商及び有價證券商の三となすことを得、而して動産商は狹義の所謂商業なり。

一國內に於て外國人が商業を營むときは其の國より見て之れを受働的商業と云ひ之に反して内國人が之れを行ふときは能働的商業と云ふ。其の他商業の名稱種類を擧ぐれば内地商業、河上商業、海上商業、對岸商業、卸商業、小賣商業、坐商業、行商、輸入商、輸出商、仲介商及び運輸業等の區別をなすことを得るも、夫等は悉く意義明白なるを以て特に一々説明を加ふる必要なかるべし。

輸入商業によりて内國に於て生産絶無の貨物又は之れを生産し得るとするも多額の生産費用を要すべき貨物を輸入するときは之れを賣る者も之れを買

ふ者も共に均しく大なる利益を享受するものなり。而して又内國に於て生産すべき貨物にありても、夫よりは更に一層利益ある他の内國工業品が外國に於て良好なる販路を得たるときは、寧ろ前者を外國より輸入して、其の方を専ら後者の工業に注ぐことが有利とする場合は往々生ずる所なり、徒らに外國品を排斥して高價なる生産費用を要する内地品のみを使用せんとするが如きは一國商工業の繁盛を期する所以にあらず。

人類の自然的欲望を充たすに必要とする貨物が、悉く其の家族によりて生産支持することを得べき家族經濟の行はれたる間は、商業の必要なかりしと雖も、人類欲望の範圍擴張し個人が自己の爲めのみならず、更に他人の欲望を充たす爲めにも生産するを必要とする國民經濟の組織の起るに至らば商業の必要の生ずることは否定すべからず。故に商業は國民經濟に於ける生産の増加と相待ちて發達し、而して又同時に法律上の制限を要するに至るものなり。

商業は其の取引販路の擴張せらるることによりて、異なる地方に於ける生産物價格の差異を接近せしめんとするの傾向を有するものなり。而して商業

範圍の擴張は一地方に於ける貨物價格の昂騰、特に生活資料たる自然的生産物の價格の昂騰は、運輸機關の不完全にして商業區域の狭少なりし時代の如く甚だしからざらしむるものなり。又往時に於ては人類の恐るべき苛責としたりし饑饉の屢々起りたるも、今日にありては全世界に於て同時に大凶作の生ぜざる限りは斯る苦痛を見るの必要なきに至れり、之れ全く商業擴張の賜とせざるべからず。又世界各国に於ける生産物は夫れ々異なるのみならず、地理的位置氣候并に播種收穫の時期等に夫れ々差異あるを以て、同時に大凶作を生ずるが如きことは想到する能はざる所なり。更に生産物の販路擴張して世界的市場に及ぶときは、人工的財貨生産者が販路を一層擴張し得べしとするの信頼は其の生産額増加に對して多大の影響を與ふるや勿論なり。是に於てか生産者は其の生産貨物を實際の需要即ち購買能力ある消費者に對して急速に賣却せんとするより自然に其の價格を低下せしむるに至り、隨て生産費用の少なき生産者は高價なる生産費用を要したる生産者を壓迫して、其の生産貨物の價格を低下せしむ。如斯にして生産物の價格下落を來すときは、其の區域を廣く擴張

せる生産及び商業が遂に全く停滯し、關係領域の貨幣市場は沈滯するに至るは避くべからざることなり、此の状態を稱して商業恐慌と云ふ。

商業は歴史及現在の經驗の證明せるが如く實に文明の先驅者にして、世界各地に文明を普及し、且經濟慎重并に節儉を教ふる所の教育者なりと云ふべし。一例を挙げれば夫の簿記術が初めて商業社會に行はれ、漸次工業社會に及び遂に農業社會及び各職業に普及して、一般營利社會の事業經營に貢獻するに至りたるが如き夫れなり。

國際商業の種類及び其の利益の精確なる價值を定めんには、唯其の時々に於ける兩國間の貨物の移動の總額を知るを以て未だ足れりとすべからず、その信用取引、仲介取引、積荷料、保険料等を考察し、并に内地に於ける外國品、外國に於ける内地品の移轉に伴ふ各種の利益を計算せざるべからず。

國際取引の支拂は彼此支拂の差額計算によりて結了するを常例とす。即ち銀行家は外國の債權者より爲替を購入し、外國に支拂を爲さんとする商人に之を轉賣するものなり。而して爲替相場は内外國の貨幣又は紙幣打歩の差額及

び手形買受の日より満期日に至る割引歩合によりて變動するの外、爲替に對する需要供給によりて高低するものなり、即ち外國爲替は他の貨物と同しくその需要が供給より増加するときは爲替相場は騰貴して内國の不利益となり、之に反して外國爲替の供給が増加して需要が減退するときは爲替相場は下落して内國の利益となるの結果を生ずるものなり。然り而して此の相場の變動は正貨の運送料、保険料及貨幣兩替費用等によりて定めらるる範圍内に於て行はるるものとす、何となれば商人が爲替を利用するは是等の費用を節約せんとするに外ならざればなり。外國の爲替相場の變動あるが爲めに他國に對して爲替を轉賣して利益を占むるの目的を以て一國に於て爲替を購入する者あり、之を爲替轉賣取引と云ふ。

取引範圍の狭少なる場所に於て需要供給を調節せしむべき市場を有するが如く、廣大なる區域の間に取引の行はるる商業に在りても亦其の需要供給を調節せしむべき市場のあるありて生産と消費との平衡を保たしむるものなり。而して其の市場とは生産貨物或は信用證券若くは其の兩者を取扱ふ所の取引

所にして是處に於て日常起り來る一定の商業取引の需要と供給とを調節せんとするものなり。而して取引所に於ける賣買の方法は、貨物を現實に提供することなく、其の貨物の品質を一般の要求に適するに足るものなることを假定して取引を爲し、又は之を賣買するに當りて即時に生産貨物を直接に引渡すことなく、其の引渡を將來に於て之を行ふことを約するを常とす。定期賣買、或は投機賣買と稱するもの即ち之れなり。而して各時期に於ける貨物價格の差額に基く投機賣買が、經濟的關係に有益なる効果を生ずることは、依りて以て價格の變動を多少輕減調和せしむるにあり。

又取引を行ふも取引貨物を實際に授受するの目的なく、一定期間に於ける貨物又は信用證券の價格の差異を目的とするのみの取引を爲すことあり、之を稱して差額取引、又は空相場、現場取引（びんば）と稱す。而して是等の投機取引は往々冒險的勝負に惡化し、取引所の目的とせる所に反對の結果を生ぜしめ、多くは關係者の家産を蕩盡せしめ、延て經濟上の大破壊を誘導することあるは、吾人の屢々目撃する所なり。

第七章 運輸及交通

運輸交通の機關は取引貨物の運轉を行ふものとして、之れを別ちて一生産者より消費者に貨物を移送する所謂狹義の運輸機關と、二商業に關する報告、通信取引書面等を傳達する交通機關との二種となすことを得。而して狹義の運輸機關とは。

- 一、交通路。即ち自然道路、人工道路、海路、陸路等にして將來航空機の發達するに至らば空中にも一の交通路を認むるに至るべし。
- 二、運搬機器。運び、牽き、或は動力を用ひて運搬するの一切の機器を含む。等にして重要な運輸路は海洋、河川、運河、道路、鐵道等となし、必要な運搬機器は或は牛車、牛馬車、荷車、郵便車、乗合馬車等の如きもの、或は負荷又は牽引の爲めに使役する動物、或は機帆、蒸氣等を使用する船舶、或は蒸氣車、自轉車、航空機の如く各種の動力を使用するもの、或は人力を用ひて運轉する自轉車、人力車、荷車等之なり。

交通機關を左の如く區別すべし。

- 一、信書郵便。
- 二、電信及電話。

運輸及交通の機關は文明の進歩並に經濟の發展上最重要なる要素にして、之れが完成は其の數量並に速度規律、便利及安全等の保障を必要とするのみならず、更に交通制度の改善即ち關稅、郵便、電信、電話、及び小包料等を輕減を圖るにあり。如何となれば此の機關の發達は、單に財貨の流通を幫助するのみならず、財貨の消費を容易ならしめ且つ之れを催進するものなればなり。

又善良なる交通制度は凡ての技術を一般的ならしめあらゆる職業的階級の反目を排除し、人類社會の連帶責任を一層深く意識せしむるが故に、大に國民の道德心を啓發するの効あるのみならず、國家の軍事及び行政に對しても之れが利用によりて大なる便益を得るものなり。殊に經濟制度に對する便益を舉ぐれば左の如し。

- 一、交通機關は消費者に對し距離を接近せしむ。若し交通不便なるときは

遠隔の地の生産物を全く利用すること能はざるか若くは大なる困難を歴ざれば之を得ること能はざるべし。交通機關の發達は夫等を容易く得せしむるを目的とするものにして、其の利益は左の如し。

甲、運送費の輕減。外國に於て製造せられ或は製造地以外の遠隔の地に於て消費せらるるが如き生産品は其の製造費中に運送費を計算せらるるにより、運送費の輕減は生産物の價格を低下せしむ。

乙、運送時間の短縮。特に生産物の容積重量等の關係により價格に差を生じ、又は容易に腐敗を來すが如きものに對しては運送時間の短縮は大なる便利を生ず。

二、交通機關は生産者に對し輸出販路を擴張せしむ。故に生産者は最も迅速に且最も少なき生産費用を以て最善最良の生産品を最多量に製出するに必要な方法を講せしむ。

三、交通機關は商業者に對し商業取引を廣き範圍内に於て行ふことを得せしむるが故に價格の變動を利用して利益を受けしむ。然れども夫れと同

時に商業者は此の價格の變動のあるが爲めに往々却て大なる損失を招くことあり、何となれば購買者も賣却者も便利なる交通機關を利用して自由に此處彼處の市場に於て賣買することを得るが故なり。

四、交通機關は社會全体に對し、僅少の勞力と少額の資本とを以て同種の財貨を多量に得べからしむ。

經濟原則は間斷なく交通機關の改良を刺激し之れが完成を圖り、生産物殊に高價なる生産物が斷えず其の範圍を擴大しつつある取引區域に於て其の價格を均等ならしめ且つ取引を安固ならしむるの目的を達成しつつあり。更に國際的分業及び國際的商業を擴張し、從來國內市場に於て行はれたる商業を世界的に變じ國內の市價と世界的市價たらしめたり。又交通機關の發達は資本又は勤勞を敏捷に他の遠隔の地に輸送することを容易ならしめ、其の收益と金利息及び企業利得と勞銀との關係を調整して平均を保たしむるの効果を現はしつつあり、例へば佛國の資本家が露西亞に放資せるが如き、我國の勞働者が亞米利加に渡航するが如きは夫れなり。されど交通機關の完成に伴なひて生じつつ

ある憂ふべき現象は世人が争ひて新利得を追ふて熱狂するの結果を生じ、大都市に於ける人口が急激なる増加を爲し、確實鞏固なる收益を有せる農村地方の人民が祖先の遺業を棄てて都市に移住するが爲めに、田園の漸次荒廢せんとするの徴候を示せること之れなり。

運輸機關として經濟上重要な利益を與ふる手段は鐵道なり。鐵道は一方に於ては鑛山採掘及林業の發達を促進し其の生産物の運送を容易ならしめ、一方に於ては鐵道の建設并に運轉の爲めに必要なる木材、鐵石炭等の需要を盛んならしむ。又鐵道は低廉なる運賃を以て遠隔の市場に運搬して克く貨物の價格を不廉ならしむることなく、隨て隔地間に於て重要な生活資料價格の差異を輕減するを得せしむるものなり。現時吾人の生活資料は寧ろ世界市場に於ける世界的市價の高低によりて其の價格を定むるに至れるは鐵道、其の他の運輸機關の發達の結果なり。現に吾人が日常使用する棉、麥粉、米、其の他の物資は鐵道并に船舶の利用によりて世界的市價によりて高低しつつあるを見るべし。鐵道運搬の容易迅速、正確并にその長距離割引等は、工業品の生産并に販賣に對

しても農民生産と同一の利益を與ふるものなれば鐵道は間接に消費を喚起し、同時に生産及び取引を促進する重要な媒介手段なりと云ふべし。

貨金を平等の原則によりて組織することは貨物の價格を確定するの一方式となすことを得、又交通機關として貨金の低廉、簡單、明白、公明、并に不變等は鐵道運輸の實際に行はるる所にして、經濟發達上實に重要な事項なりとす。

産業の發達せる國又は都市に於ては主ら此の至便なる鐵道の運輸を盛んに利用せり。獨逸にありては紀元千八百九十年に於ける鐵道線の總延長四萬二千八百六十九基米なりしが、全一千九百五年末に於ては五萬六千四百七十七基米、全一千九百九年末には六萬八千九百九十九基米に増加し、英吉利にありては千八百九十年末三萬二千二百九十七基米なりしが、千九百五年末三萬六千四百四十七基米、一千九百九年には三萬七千四百七十五基米に増加し、亞米利加合衆國にありては千八百九十年末に於ては既に二十六萬八千四百九基米に達し、一千九百年には三十五萬一千五百三基米、千九百九年末には三十八萬一千七百一基米に増加せり、之に比し我帝國鐵道は明治二十三年(一八九〇年)には僅かに二千三百三

十三基米にして、全三十八年(一九〇五年)末九千二百九基米、全四十二年(一九〇九年)九千二百八十一基米、明治四十四年末には一萬二百六十一基米、六千三百八十八哩餘)に増加したるのみなり。以て我運輸機關の未だ貧弱なるを見るべし。

鐵道は運輸速力大に且つ規則正しく運搬をなし、内地に於ける生産發達には至大の補助を爲すものなりと雖も、我國の如き四面環海の地にありては内地運輸并に外國貿易に對して海上運輸の重要なこと鐵道に比して勝るとも劣る所なしとす。茲に明治四十四年に於ける各國船舶隻數并に噸數を示せば左の如し以て我が海運の狀況を推知すべきなり。

國名	隻數		噸數		計	
	汽船	帆船	汽船	帆船	隻數	噸數
英吉利	一〇、〇一四	一、四三〇	一九、二〇三	六七二	一一、四四四	一九、八五七
北米合衆	一、八六三	一、六〇六	四、一〇八	一、一五一	三、四四二	五、二五九
獨逸	一、九〇八	三〇五	四、二七六	二、二一三	四、六二九	四、六二九
日本	二、八四四	八、一九一	一、三八七	四五二	一、〇三五	一、八三九

第四編 財貨の分配

第一章 財貨分配の意義

財貨の分配とは、財貨の生産に参加したる者の間に、生産財貨の價格を分配するに必要なる處置の順序を云ふ。而して新生産物の最後に生ずる價格即ち總收益中には生産の際に既に消費したる財貨の價額を包有せるを以て、總收益より原料品及び助成品の價格並に工場建造物製造器械等固定資本の使用料、即ち生産費額を控除したる殘額を純收益と云ふ。此の純收益は各種各階級の生産者、即ち財貨の製造に従事したる者の間に分配せらるべきものなり。故に財貨の分配は生産物と生産に用ひたる勤勞とを交換する所の行爲なりと云ふを得べし。されど時としては斯の如き分配行はれずして全收益が一の生産者に歸屬することあり、例せば土地所有者が自己の資本を用ひ自己又は自己の所屬の勤勞、即ち家族の勞力を以て自己の田園に耕作する場合の如し。而して財貨の

分配は生産量を被除數とし、人口を除數とし、自然的基礎により若くは人爲的の分配制度によりて定むるものなり。

財貨分配の自然的基礎は生産資料たる土地及び資本に關する私有財産制度並に社會の習慣、個人の慈善心及び社會的權力等によりて多少の制限を受くべき生産者の自由競争なりとす。又財貨分配の人爲的基礎は社會を支配せる權力が社會の生産をも支配すべき者なるを以て、財貨の分配に關しても其の權力の干渉によりて行ふべきものなりとするの觀念に基づくものなり。

財貨の自然分配に關して經濟上責任を負ふべき媒介者は企業者なり。何となれば企業者は通常他の生産者、即ち勤勞者、資本家若くは土地所有者に對し、生産收益中より一定の分配を行ふものなればなり。而して其の勤勞者の得る所のものを勞銀と云ひ、資本家の得る所のものを之れを利子と云ひ、土地所有者の得る所のものを地代と云ふなり。財貨の分配に當りて一個人が必ず此の資格の一のみを有する場合は實際甚だ稀にして、多くは土地所有者にして、資本家となり或は同時に勤勞者を兼ねるものなり。

財貨は直接生産者の間に分配せらるべきものなりと雖も、往々其の一部が生産に關係せざるものに歸することあり。其の場合左の如し。

一、生産者の慈善心又は其の他の理由に基づく意志を以て、幼弱、老朽不具、癡疾等の原因により生計資料を得ること能はざる者、若くば之れを自給し得ざる者を賑恤する場合。

二、國家の權力等の爲めに又は豫防、防壓し能はざる所の強迫若しくは欺瞞により、生産者の意志に反して財貨を分配するが如き場合。

生産者が一定の時及び場所に於て生産要素に損害を與へず、換言すれば土地資本及び勞力に損耗を蒙らしむることなく増殖したる財貨を所得と稱す。而して人類は其の必要とする欲望を充たす爲に直接又は間接の資料となるべき所得を有することは其の生存上缺くべからざるものとす。更に又急迫必要の欲望を充足して尙所得に餘剩あるときは、夫れを以て他の急迫ならざる欲望を充たし或は之れを貯蓄するものなり。

國民の所得とは一國民の生産の純收益の總計にして、一定の期間に於て外國に支拂ふものと收入するものとの差引額より形成す。故に外國に對して債權多きときは所得の増加となり債務多きときは所得の減少となるものたるや勿論なり。

所得が生産者の經濟的活動を以て其の源因とする否とにより之れを區別して原始的所得及び繼承的所得の二とす。原始的所得とは自己の勞務又は自己の土地資本等の利用によりて得るものの謂ひにして、財貨の生産に干與して得る所得なるは勿論、身体的又は精神的勤勞に基きて得たる所得の謂ひなり。又繼承的所得とは其の收得者が相當の勤勞又は土地資本等を使用することなくして生産者の意志に基づき或は之に反して受くる所の所得を云ふ、例せば贈與救助遺贈の如き即ち夫れなり。

生産の分配に關しては重農學派と社會主義派との間に大に見解を異にせり。重農學派は土地所有者のみが生産者なれば原始的所得を受くべきものなり、隨て生産分配者は土地所有者ならざるべからずと論じ。之に反して社會主義の學派は勤勞者を以て唯一の生産者と爲し、原始所得を收入すべきものにして其

の以外の者は繼承的所得を收入するの地位にあるものなれば勤勞者以外の者が財貨の分配に干かるは社會的立脚点より之れを見れば多少不正當なる所得を收入するものと云はざるべからずと論せり。而して此の兩者を調停するの制度は所謂善良なる社會政策なりとす。

第二章 勞 銀

人類は自己の實行したる勤勞に對して報酬を得べきものなり此の報酬を勞銀と云ふ。勤勞の性質によりて勞銀を區別して一身體的勤勞の報酬。即ち所謂狹義の勞銀と稱するもの。二精神的勤勞の報酬。即ち官吏の俸給の如きもの及び三自由技術によりて勤勞する者の報酬となす。而して夫等の勞銀は種々の物品を以て支拂に充つるものにして之れを大別すれば左の如し。

一、實物給與。即ち衣食住等を給するもの。
 二、貨幣給與。即ち日給月俸の如く貨幣を給するもの。

又貨幣を以て勞銀を支拂ふ場合に左の二種あり。

一、時間勞銀。勤勞時間の長短を基礎として勞銀を定むるもの。
 二、出來高勞銀。完成したる物品の量即ち仕事の嵩量に従ひ勞銀を定むるもの。

普通の場合に於ては出來高勞銀は時間勞銀よりも多く採用せらるるものと

す。何となれば出來高勞銀は勤勞者が雇主と均しく企業利益を感ずること多きを以て直接に勤勞者の活動を刺激して其の生産高を増進し監督の費用を減少して企業の良好なる結果に到着することを得べければなり。されど産業の種類又は性質によりては單に其の出來高量の多額ならんことを欲するものあり、往々出來高の多きよりも寧ろ技巧の精良ならんことを欲するものあり、或は精巧なる器械を使用せしむるが如き場合あり、或は原料品の節約を嚴重に守らしめざるべからざるものある等、徒らに出來高の多きことのみを以て利益とすべからざる場合あり、故に出來高勞銀制は技巧を便けず又は器械の取扱を粗漏ならしめず并に貴重なる原料品を要せざる等の範圍に於て採用せざる可からず。然らざれば勤勞者は徒らに勞力の結果を多くし多額の勞銀を得んことを欲するの餘、粗製濫造の弊害を生し企業の損失に陥らしむることあるを免れざるべし。

勞銀は又名義的勞銀と現物的勞銀とに分つことを得。而して名義的勞銀とは勤勞者が其の勤勞に對して得る所の金額を云ひ、現物的勞銀とは勤勞者の報酬として貨幣に代ふるに勤勞者の直接に欲望を充足すべき貨物を給するを云ふ。而して此の區別をなすの實用は年代を異にし場所の遠く距たりたる勤勞者の賃銀を比較せんとする場合に當りて必要なり。即ち商業の高度に發達せる國の勞銀と發達せざる國の勞銀とを比較し、或は現時の勞銀と數百年以前の勞銀とを比較せんとする場合の如し。

勞銀によりて満足すべき人の欲望を基礎として勞銀を區別するときは左の三種となすことを得。

- 一、必要程度の勞銀。勞銀が勤勞者並に其の家族の生存を維持するに足るものなるとき。
- 二、充分なる程度の勞銀。勞銀が勤勞者をして風俗習慣に従ひ相應の地位を保持せしむるに足るものなるとき。
- 三、充分以上の勞銀。勞銀が勤勞者をして貯蓄をなし且つ其の地位を改良せしむるに足るものなるとき。

勞銀は勤勞者の所得にして企業利益は企業家の所得なり、故に兩者均しく之

を所得なりと云ふことを得るも其の性質に至りては全く相異れり何となれば企業者は同一の勞銀額を以てするも勤勞者の能力及び其の技倆の異同等によりても其の分量に於ても亦其の品質に於ても全然異りたる生産成績を得るものなればなり。又勤勞の他の財貨と異なる所は勤勞は個人の人格に密着して分離すること能はず或は之れを集積蓄積すべからざる特點を有するにあり。故に普通一般の場合に於ける勞銀の法則を定むるには人格的場所的並に勤勞的活動の性質の如何に拘らず單に普通の勤勞が勞銀に及ぼす影響を原因とするものなり。換言すれば特殊の熟練又は格別の知識等を參酌するを必要とせず又格別なる危険並に損害の豫料の伴はざる勤勞を原因とするものなり。

標準勞銀とは勤勞者の身分及び生計程度等に應じ並に土地氣候風俗習慣等より生ずる所の勤勞者の欲望を充たすに足るべき勞銀を謂ふ。故に標準勞銀は統計を資料として計算せるが如き所謂平均勞銀とは全然異なるものなり。即ち平均勞銀とは支拂勞銀の數學的平均數に過ぎざるも標準勞銀にありては單に勞銀の平均數を示すものに非ずして勞銀額が最低限と最高限との間に昇

降する所の夫れの謂ひなり。而して勞力者の生計維持に必要缺くべからざる所の勞銀を以て其の最低限と爲し勤勞者が其の勞力によりて生産したる財貨の總分量を以て其の最高限と爲すものなり。然れども此の兩極限は一定不變なる絶對的のものには非ずして各四圍の事情によりて高低すべき關係的のものなりと知るべし。

普通勞銀は財貨の價格の夫れと均しく需勞需要と正比例し勤勞供給と反比例を爲して定まるものにして勤勞需要の増加は勞銀額を高上せしめ之に反して勤勞供給の増加は勞銀額を低下せしむるものなり。而して勤勞の需要は企業の大小又は其の多少に關係し勤勞の供給は勤勞を求むる人員の多少人口の増減又は社會の狀勢に關係するものなり。

社會の經濟的智的並に道德的關係の進歩は人口の増加に對して整調を加ふるものなり如何となれば夫等の進歩は一方に於ては新發明を促進して生産増加を生じ並に貯蓄思想を増進せしむると共に一方に於ては結婚は慎重に行はれ肉體的性慾を抑制せしめて人口の増加を内部より正しく制限するものなれ

ばなり。

勤勞供給の割合は決して急激に變化するものに非ず常に極めて徐々たる變動を爲しつゝあるものなり。蓋し人口の増減は人の生死數の増減に基因するものにして其の變動は決して急激なること能はず。又勤勞者はたゞひ困苦の爲めに生計を支持する他の手段なき場合と雖も往々十分なる程度の勞銀を得るに非ざれば職業に就かざることあると一方には人口増加は欲望の分量並にその種類の増加を伴ふものなれば隨て社會は常に勤勞需要増加を示しつつあるは勿論なりとす

普通勞銀と標準勞銀とは常に相接近して平均を保たんとするの傾向を有するものなり。何となれば普通勞銀が標準勞銀より高上することあるときは勤勞の需要を減じて供給の増加を見之に反して普通勞銀が標準勞銀より低下することあるときは漸次勤勞者の數を減退し遂には勤勞の供給を缺乏せしむるに至るものなればなり。

諸種の産業の勞銀は各地方を通じて一般に平均を保たしめんとするの傾向

あるは争ふべからず何となれば個人の利己心及競争心の刺激は各人をして勤勞に對する最多報酬を得べき職業又は地方を搜索せしめ依りて以て勤勞需要の途を啓き勞銀の高き所に聚集すること水の低きに就きて平均を求めんとするが如くなればなり。然りと雖も勞銀を一般に平均せしめ且其の状態を維持せんとすることを制限するの防礙なきに非ず之を擧ぐれば左の如し。

一、法律上の妨礙。法律の規定によりて直接間接に勤勞者の移住の自由を制限することあり假令ば亞米利加合衆國の一部に於て移民法を設けて亞細亞人の移民を制限するが如し。されど此の如き制限は各國共に漸次廢絶せんとしつつあるの形勢を示せり。

二、智力上の妨礙。勤勞者が勞働市場の状態を知るべき智識の缺乏即ち彼等の無智の爲めに他地方に於ける一層必要有利の勤勞あるも之れに赴くこと能はざるの事情によりて制限せらる。

三、徳義上の妨礙。故郷を愛するの念強く親族を慕ひ又習慣先入情性等は往々住所を移轉し若くは職業の變更を制限す。

四、經濟上の妨礙。移住をなし又は他の職業を學ぶ爲めに要する費用、疑懼又は困難等によりて制限す。

特別勞銀の性質は人的場所的又は技工的事項に連絡する關係により、特別に勞銀に影響を及ぼすによりて生ずるものなり。左に列挙するもの即ち夫れなり。

一、勤勞的熟練の多少——人的關係。

二、都市と地方との異なる關係、即ち人口集中の多少より生ずる關係——場所的關係。

三、各種の産業による特別の事情——技工的關係。

勤勞者に對し或る産業は特別の信用を希望するあり、又或産業は之れを學ぶに當り其の學習の期間及び費用に關して非常なる困難に堪へざるべからざるものあり。又各種の産業に従事するに當り勤勞者の健康徳義又は幸福に及ぼす影響の如何によりて、彼等は進んで之に従事せんことを希望するものと之れに従事することを嫌忌する者とあり。又勤勞者をして

其の業務を厭ふの念を去らしめん爲めに特別の方法を設くることを要するものと否らざるものとあり。其の他産業には成功の不確實若くは勤勞の不繼續等より生ずる特別の困難の豫期し得べきものあり。是等の事情は皆勞銀を定むるに密接なる關係を有するものとす。

特別勞銀は又官吏學者發明家等の勤勞に對する報酬の上にも適用せらるるを見る。而して夫等の報酬の割合は直接に勤勞市場の變動に伴はざるものなりと雖も、概して需要供給の法則に支配せらるるものたるや勿論なり。現今社會の實況によればあらゆる職業は殆んど滿員に達し、報酬は減少し希望者は増加しつつあり、故に好條件の下に比較的勤勞少なき地位を得せしめん爲めには、唯勤勞供給の減少を計るの外なかるべし。

勞銀の高低及び勤勞の條件は勤勞者と企業家との間に成立する自由契約に屬すべきものなりと雖も、社會殊に國家の利害の關係上之れを純粹の自由競争の法則に放任すること能はざるものあり。故に國家の權力を以て必要と認むる程度に於て嚴重なる規定を設くべく、又勤勞市場の制度并に勞銀關係の爲め

に社會の大部分を占むる勤勞者に對して、人類の價値に關する問題の生ずるが如き場合に於ては社會は直ちに干涉を試み之れが救済に任すべきなり。

歐米文明國の立法は既に述べたるが如き方針に従ひて逐次改正せられ、勤勞社會の利益を増進する爲めに多くの法律を制定したり。即ち婦女幼者の勞働及び日曜休日に關する法律、各種の産業に於ける勤勞者保護の設備に關する法律、并に是等の法律施行の状況を視察すべき工業監督官設置に關する法律、其他勤勞者組合聯合權の認許の法律、同盟罷工に關する法律、并に雇傭主及び勤勞者の委員并に其の仲裁委員の設置に關する法律等の制定あり。我國に於ける工場法の如きも亦男女職工の年齢制限、就業時間の制限、工場主職工の共同出資による傷痍又は疾病に關する救済機關の設置等を規定せり。

又勤勞者の職業を失はんことを豫防し若くは失業を或る程度まで制限せんとすることは實に國家又は社會の一大努力を要する所の問題なり。若し個人が國家又は社會に對して勤勞の義務を有せず隨て勤勞の權利をも有するものに非ずとせば、國家又は社會は失職者を保護するの義務なしと云ふを得べしと

雖も國家又は社會は失職者を生せしめ、夫等をして生計の道を失なひ饑餓に瀕せしむるが如きことなからしむるは國民經濟上大に考慮を要する問題とすべきなり。蓋ふに多數の失職者を生せしむることは國家の不利益の大なるものなれば、國家又は地方團體に於て農場を建設し又は勤勞者殖民方法を設け或は各種の産業を奨勵し并に之れを開放して失職者を之に集中せしむることは極めて緊要なりとす。又職業案内所を設立し無手数料を以て失職者就職の周旋をなすが如きことも亦歐米各國に於て社會事業として廣く行はるる所にして必要なる施設の一なりとす。

第三章 利子

第一節 利子の意義

利子は資本家が貸出したる資本より得る所の報償にして、若し此の資本が其の所有者によりて使用せられたるときは其の所得は企業所得たりと雖も所有者以外の人に使用せらるる場合には其の所有者は之れに對して一種の報酬を受くるものとす。此の報酬は即ち利子と稱する特別の名稱を付するものたれば利子とは資本所有者が資本の利用を他人に譲渡する爲めに受くる所の報酬即ち此の譲渡に對する代價なりと云ふを得べし。利子は二個の要素より成立す即ち左の如し。

一、資本の利用に對する報償、詳言すれば資本が生産を供給する効果に對する報償。之れ所謂狹義の利子にして利子の本質的要素を形成するものなり。

二、危険に對する報償即ち保険料。其の危険は場合によりて程度を異にすと雖も資本家が其の資本を他に貸付することによりて往々之れを失ふの危険に遭遇することあるを免るべからず之れ利子の偶然的要件を形成せるものなり。

利子と資本の償還金とを混同すべからず資本償還金とは済崩返金又は消費及び毀損を受くべき一定の資本假令ば建物或は機械の如きものに對して支拂ふ所の補償金たれば自ら其の性質を異にせり。

資本の性質の異なるに従ひて夫れより生ずる利子に種々の名稱を附す即ち所有權が質本家に屬する固定資本なるときは其の利子を土地に對しては借地料と云ひ、建造物又は器械に對しては賃貸料と稱す。而して又貸付くべき資本が流動資本たる場合に於ては資本家は其の所有權を失ふものとす之れ貸付け資本が原料品又は貨幣なるときは資本家は之れを借り主に交付するを要すればなり。故に流動資本の貸付は資本家は絶対的不償還によりて全く其の元本を失ふことあるの危険を冒さざるべからず之れ流動資本貸付の特質とする所

なり。されど固定資本には斯る危険あること少なし、之れ固定資本に屬する借地料又は賃貸料と流動資本に對する利子との間に價値の高低の差を生ずる所以なり。

流動資本に對する利子の支拂は其の短期を以て結了する場合と雖も、概ね資本金額百に對し年又は月或は日を以て幾何の割合として定むるを常とす、而して此の百に對する割合を利子歩合又は利率と云ふ。又利子は勞銀と等しく貨幣又は實物を以て支拂はるるものにして、其の貨幣を以て支拂はるときは之れを名義上の利子と云ひ、實物を以て支拂はるときは之れを實質上の利子と云ふ。

第二節 利子歩合の高低

利子歩合の高低は資本の需要と供給との關係によりて定まるを普通とするものなれど、此の間自ら最高限並に最低限の認むべきものあり、即ち或る限界以下に於ては資本に對して満足なる報償を得ること能はざるものとすれば何人

も目前の不自由を忍びて之れを資本として他に貸付くるものなきに至るべし、此の限界を利子歩合の最低限と稱す。之れに反して企業家が資本の使用によりて生ずる利得の全部を利子として資本家に提供することを要するときは何人も他人の資本を借りて苦しみて企業をなす者無きに至るべし、此の限界を利子歩合の最高限と稱す、斯の如きは企業家は徒らに資本家の爲めに勞するのみにして功なきものと云ふべし。

利子歩合は又借り主の人格及び其の資本を利用すべき事業の性質によりて差異を生ずるの本源となすことあり、之れ資本家の受くべき危険程度の考察上已むを得ざるものとすべきなり、乃ち信用發達の條件たる個人的並に社會的源因は利子の高低に關しても重要な關係を有するものなるを知るべし。(第三編第四章第一節參照)

利子の高低は通常資本の需要に對して正比例の關係を有し、反對に資本の供給に對して反比例の關係を有すること他の商品の夫れと異らず、而して資本の供給は生産せらるる財貨の分量貯蓄の努力信用の擴大並に此等の制度に對す

る國民の信頼心の厚薄に關係し資本の需要は産業の自由企業家の能力並に高度の利得を得べき希望又は公安上の保障等の各程度に關係するものなり。

利子歩合は其の一部は箇人的關係により他の一部は地方的關係により生ずる所の原因の爲めに絶体に均一を得ること能はざるも資本は常に利率の高き有利の地方に向ひて動き又企業者は常に過剰せる地方の資本を輸入せんとし需要と供給と相俟ちて常に平均を保たんとするの傾向を有するものなり。茲に歐羅巴諸國の利子歩合を擧ぐれば英吉利及和蘭に於ては二分乃至三分獨逸に於ては三分乃至五分露西亞及土耳其に於ては六分乃至七分を示し凡そ資本豊かにして産業の發達せる程度により其の高低あることを見るべく又露西亞の企業家は佛蘭西の低利の資金を得て産業を起し我國の外資を輸入するが如きは利子歩合平均の一例とすべし。

利子歩合は斯くの如くにして平均するの傾向を有すると同時に一面に於ては低落するの傾向を有するものなり。何となれば經濟發達の幼稚なる國に於ては利用すべき資本乏しく而も其の使用によりて得べき収益は比較的豊富な

るにより資本の使用價格大なるを以て利子の高きは寧ろ當然とすべく殊に文化の未發達の國に在りては法律の保護完からず危險の度高きことも亦其の原因たるべし。然れども文明の進歩に伴ひ一方には貯蓄の増進するありて資本充溢し一方には資本使用の利益が減少し來ると共に法律の完備は危險の度も減すべきを以て隨て漸次利子歩合の低落するに至るものとす。

利子歩合の低落は概して生産事業の勃興を促がすものにして一見其の國の經濟上有利となるが如しと雖も利子歩合の低落は必しも經濟狀況の順適を証するものとは絶對に承認すべからざるなり何となれば利子低落の原因が使用資本の充溢并に其の用途の安全なるに在りとせば國民經濟上甚た喜ぶべき現象なりと雖も若し利子歩合低落の原因が産業の著しく沈滞したる爲めなるか若しくは資本需要の減少したるによるものなりとせば甚だ憂ふべきことと言はざるべからず之れ企業能力企業心又は信用の缺乏によりて起る所の現象なればなり。

第三節 利子の制限

資本の利子にして資本家の蓄積勤勞に對する適當なる報償の範圍内に在るものとせば所謂適法の利子たるべきを以て現時は利子の禁止又は普通の利子歩合に對する法律上の制限は殆んど撤廢せられたり。而して斯の如き法律上の禁止又は制限はアリストテレス及び宗教學派の主張したる貨幣は貨幣を生ずべからずとの斷定或は借主は概ね智識の程度低劣にして且つ浪費者多きが故に之を特別に保護を加ふるの精神に基きたるものなり。然れども現今の進歩せる經濟社會に於ては大企畫の産業發展によりて株式會社并に之に類似せる産業組織の發達は貨幣は貨幣を生ずべからずとの觀念を次第に消滅せしめ同時に宗教學派も亦利子の收受を認許すべしとの見解をとるに至れり。而して文明の進歩は生産交換并に消費に關する物質的福利の條件に對して好適の發達を遂げしめたと同一の歩調を以て國家も亦民事法及び刑事法の制定によりて夫の社會の福利を害しつゝある信用取引上の惡習慣乃ち高利貸を排

除し此の經濟上の危險なる事情を除き社會の安全を保護するの必要を認むるに至れり。

現今歐羅巴各國に於ては利子制限法を廢止するに至りたるは前述の如くなりと雖も往々借り主の無識に乗じて行はるる高利貸の虐待に關しては經濟上の弱者を保護するの精神に基づき之れを刑事裁判に移し又は民事裁判に於て救済することとせるもの多し。例へば澳太利及獨逸は刑事法に於て他人の窮迫不注意若くは無經驗に乗じ高利の貸金を爲したるものは刑罰を科すべきことを規定し又獨逸民法は高利は善良の風俗を害するものとして無効の法律行為たることを規定せり。我國に於ては明治十年九月布告第六十六號を以て利息制限法を定め金銭貸借上の利息を分ちて契約上の利息と法律上の利息とし契約上の利息とは人民相互の契約を以て定め得べき利息にして元金百圓以下は一ヶ年に付百分の二十以下百圓以上千圓以下百分の十五以下千圓以上百分の十二以下とし若し此の制限を越ゆるときは其の超過したる部分は裁判上無効とし各其の制限まで引直さしむることとせり。

第四章 地 代

「地代とは土地所有者が其の土地本來の性質たる自然力の使用に對して受くる所の報償なり。而して地代は單に耕地に對するものたるのみならず鑛山石坑水流瀑布漁場等の如きものに對しても其の所有者の爲めに報償を生ずるものとす。」然りと雖も土地は悉く科學的に所謂地代を生ずべきものと云ふべからず或る土地に於ては單に其の改良に費したる資本に對する利子を生ずるのみに過ぎずして直ちに之れを以て地代となすべからざるものもあり。故に賃貸料と地代とを區別するの要點を擧ぐれば賃貸料とは其の地代の外に尙其の土地に費されたる資本に對する利子をも包含せるに在り。

地代の性質は畢竟價格の性質の特別なるものたるに外ならず、即ち地代は土地の状態若くは地位に關して優良なる土地を所有せる者の得る所の特別の報償なり。想ふに社會一般の要求を充たさんが爲めには優良の土地を耕作するのみにて足れりとすべからざれば勢ひ劣惡の土地をも耕作するの必要を生ず

而して優良土地の耕作者は劣惡土地の夫れに比して僅少なる費用を以て品質同等の生産物を生産するを得べし、生産物の品質既に同等なりとせば同一の市場に於ては同一價格を有するは言を俟たず、而も兩者の生産費を相較すれば其の間大なる徑庭ありとせば、其の差額こそ實に土地の地代の優劣の岐るる所以となす、換言すれば地代は生産費の差額を表はすものたるに過ぎず。之れ地代の性質が價格の性質の特別なる場合と爲す所以なり。

地代の本源は收利少なき劣惡地を改良し又は改良せられたる土地に對して尙資本を放下するの必要あるによるものなり。而して此の必要を生ずる所は凡そ一國の土地は一定の範圍に制限せらるるも人口は絶へず無限に増加し來り土地の收量を増加するの必要の迫まりつゝ、あればなり。

土地の所有者が自ら其の地代を生ずべき土地を使用するときは地代は自然に所有者に歸屬すべし。されど若し其の土地を賃貸するときは土地所有者は其の地代を収益とするものにして其の土地を借りて利用せんとする企業者が競争するの結果として借地料を土地所有者に與ふるに至りたるものとすべき

なり而して其の賃貸料は地代より或は高きことあり或は低きことあり。

賃貸契約を締結したる後に地代が増加したるときは増加したる地代の利益は契約期の満了するに至るまで借地人の利益に歸すべし、何となれば契約期間中は土地所有者に於て任意に賃貸料を上ぐることを得ざればなり。

農業經濟上の進歩發展は一般に努力によりて土地の利用を充分にし以て地代を減少せんことを努むるものなりと雖も、一方に於ける人口の増殖、生活資料の缺乏等は却て地代を増加するの傾向となれり。

又土地の私有財産制は唯其の地代が土地所有者の權利に歸屬することを示すのみにして、土地私有制が直ちに地代を生じ若くは其の高低の理由となるものに非ず。若し土地私有者が其の權利を拋棄して地代を要求せざるに至るとも、爲めに勞銀を増加し或は生活資料の價格を減少せしむるものに非ずして、顧らくは借地人たる企業者が其の利得を増加するに過ぎざるべし。蓋ふに地代は生活資料の價格増加の源因に非ずして却て其の結果なり、故に地代は生活資料の生産費の一部を組成するものに非ずと云ふべし。されば農産物の價格増

加するときには收益の少なき土地を耕作し若くは多額の資本を要する耕作方法を用ふるも尙利益を收むることを得るなり。又特別價格の高き生産物を生ずる土地は其の面積小なるも其の地代は特別に高きを常とす、有利なる交通的地位を占むる土地例へば大都市附近の農場の如き地代は即ち夫れなり。

土地の價格は其の收益地代を合算すに對して正比例し利子歩合に對して反比例の關係を有するものなり。而して此の關係は信用證券又は株券の夫れと相同じきものたり、而も土地の價值が信用證券の價值より常に高き所以は、土地は信用證券に比して安固にして且土地所有に伴ふ自己の社會的利益の存するものあればなり。

リガード氏曰く凡そ文化の未だ發達せず人口稀少なる地に於ては耕作は肥沃なる土地より初め人口の増殖に伴ひ漸次確かなる瘠地に及ぶものなりと。されど歴史的發達の事實によれば此の所説の往々適合せざる所ありとし之に反對する學者少なからず。米國の經濟大家ケリー氏の如きは米國に於ける實際の觀察其の他諸國に於ける調査に基づき寧ろ肥沃ならざる瘠地が先づ耕作

せられたりとの斷定を以て反對論を主張せり。蓋しケリー氏は土地の肥瘠を以て直ちに植物營養分存在の大小の意味するものとなし、リガード氏は一定の勞力並資本を使用して最大の收益を得るの土地を以て肥沃の土地と思惟せるより來れる議論の相異にして換言すれば一は土地の化學的成分を基礎とし、一は土地の經濟的収益を基礎とせる立論の分歧に外ならざるなり。

又或る學者は土地所有より收得する利益は凡て地代なりとなせるものあり、之れ土地の優秀は主として數世紀に涉りて其處に投じたる資本並に土地改良の結果なることを忘却し、又大都市に於ける鐵道停車場の新設或は位置變換の如く商業交通の變更の爲めに、或る土地が從來有したりし好位置を失却し、或は從來人の顧みざりし土地の新たに最高の價值を生ずるに至ることあるが如き事實を閑却したるが爲めなり。

第五章 企業家利得

財貨の分配とは生産の三要素たる自然、勤勞及資本の各所有者に對し、勞銀、利子及地代の三種として夫々の所得に分與するものなるが、斯る所得の生ずる所以は夫等の各要素が合同して生産の用に供せらるるに基くものにして、此の三者以外別に企業者ありて此の三者を併合運用し、自己の損益計算を以て企業を經營し、生産を完成するに由るものなり。即ち企業家の利得とは、企業家が、生産に關する自己の經營に對する報償なり。

企業家利得は生産物の價格と資本減損、勞銀、利子等所謂生産費額との差額の謂にして、生産物の價格の増加と共に増加し、其の價格の低下に伴ひて減少す。又生産費額の増加は企業利得を減少するのみならず、若し生産費額が生産の收得額を越ゆるときは利得に代はるに損失を生ずるものなり。

企業家利得に關しては左の三要素を擧ぐることを得。

一、資本土地又は耕地等の使用の報酬。

二、企業家の特別の職務たる勤勞者指導並に事業管理の報酬。

三、企業の危険に對する賠償。

企業家は自ら企業を支配せしめて有給の代理者を使用して其の事業を行はしむることあり而して此の場合に於ては企業利益を分配し若くば分配せざることあり。又企業家は其の事業の爲めに他人の資本を利用することあり此の場合に於ては利得の一部を利子の形態を以て出資したる資本家に分配すべきものとす。更に企業家は企業の危険の部分に對して保險を付することあり此の場合に於ては企業家は保險料を保險會社に支拂はざるべからず而して此の保險料なるものは企業生産費の一部を成すものとす。之れを要するに企業家は自己の資本及び勤勞を用ふると將た他人の夫れを利用することによりて企業の危険の一部若くは全部を負擔すべきものとなるなり。

企業家の利得は生産物を以て成ることあり或は貨幣を以て成ることあり而して其の利得の割合は常に企業に投じたる資本總額に對する一ヶ年の百分率を以て之を表はすものとす。

企業家の利得は勞銀、金利及び地代等とは全く異りたる特別の報酬なり。而して此の収益は企業家と勤勞者、資本家及び土地所有者との間に結ばれたる各獨立せる契約によりて定むる所のものにして、企業家が若し利得を得ずして損失を蒙むることありと雖も企業に使用したる勤勞者又は放下したる資本家に對して損害を負擔せしむるの權利を有せざるものとす。而して企業家は取引市場に於ては勤勞、資本及び土地に對する需要を表示するものなれば勤勞者、資本家及土地所有者は供給者の關係に立ち、之に反して生産市場に於ては企業家は賣方の地位に立ちて消費者を賣方とするものなり。

企業家の利得に關する一般的性質とは一切の人的又は場所的關係並に各種の事業に連絡せる關係を離れて單に普通の場合に於て其の利得を觀察したる所のものを云ふ。若し企業者全體を一團體と假定して其の生産費の總額を勞銀に充てたるものとするときは、企業家の利得の額は其の勞銀を受けたる勤勞者に歸屬すべき生産物の分配を受くるものとなるものなり。

企業家の利得にも亦最低限界あり。若し社會の需要が減退し其の利得が此

の限界を下るときは、企業資本の蒐集は停止するに至り、延ては現在の生産界に使用せる資本は不生産的消費を始むるに至るべし。

企業家の利得は種々複雑なる障碍の存するが爲めに事實上未だその均衡を完成するに至らずと雖も、勞銀並に利子と均しく各地方各産業を通じて平等に歸せんとするの傾向を有す。何となれば同一の産業に對し企業家の報酬少なきが如きことあるときは、企業家は之を棄てて他に報酬多き事業に赴くべければなり。又企業家利得は平均の傾向あると共に更に減少しつつあるの傾向を有することは吾人の往々遭遇する事實によりて之を認むべし、是れ主として社會の進歩と經濟發達に伴ふものにして、教育の普及によりて企業家たる資格を有するもの續出し、利益並に損失の豫測は確實となるが故に資本は増殖し、生産物の獨占的價格の範圍は減縮して企業家の競争激烈となるによるものなり。

企業家利得に關する特別の性質は資本放下の差異並に場所的關係等の如き企業利得を受くべき外見的事項を示すものなり。故に是等外見的利得を其の實際の利得額と見做し、其中より外部の要素より生ずる利得を控除し去ると

きは同一の時期同一の場所に於て同一の危險に對して同一の利得を生ずるものなることを明言し得べきなり、但し專賣特許の如き獨占的のものを除外せざるべからず。

企業家の利得勞銀、利子及び地代等の間に於ける相互の關係は社會主義者の云ふが如く必ずしも衝突すべきものに非ず、又調和主義者の言ふが如く必ずしも調和すべきものに非ず、何となれば生産の増減は直接に是等の生産上の共同者たる企業家勤勞者、資本家及び土地所有者の間に於ける比例的配當分を變更することなくして絶對的配當分を増加し又は減少するものなればなり。蓋ふに社會主義者調和主義者の主張は共に極端に走り誤謬に陥れるものと云ふべし。

第五編 財貨の消費

第一章 消費の意義

財貨の消費とは人類が取得したる財貨を直接間接に欲望を満足せしめんが爲めに之れを使用し其の財貨の具有せる實利効用を消盡せしめ又は之を減少せしむることを云ふ。故に消費に關しては單に財貨を使用するによりて變狀を來すべき生産物の實利に就きて論ずるものにして物質其の物に就きては關する所にあらず何となれば人類の力は物質を創生し若くは消盡し得るものには非されはなり。

實質上より消費を省察すれば消費は恰も生産と同じく人類の無形の行爲なりと云ふを得べし如何となれば消費を論ずることは其の財貨の實利並に價格の上のみ關係するものにして實利及び價格は唯單に事物上の關係を示すに止まり其の本質に於ては固より無形のものたればなり。

財貨の消費又は消耗と云ふことと自然力又は人爲に基く實利の破壊其の自由意志によると否らざるとに拘らずとは嚴格に區別するを要す破壊とは消費又は消耗の意義を有せず唯實利を毀滅するのみにして消費者に何等の利益を與へずして却て損害を與ふるに過ぎざるものを云ふ。

財貨の消費の状態を多方面より觀察して種々に區別することを得。先づ消費を爲す主体を基礎として區別するときは、

一、公共的消費。國家府縣郡市町村其他公共的組合の用に供する爲めに消費が行はるる場合。

二、私人的消費。消費が私人即ち個人又は私法人によりて行はるる場合。と爲すことを得。而して其の消費が私人的なるか公共的なるかは國民經濟の上には及ばず影響を異にすべし。

又消費期間の長短によりて消費を區別するときは之れを長期の消費及び短期間の消費となすことを得。一の消費が一時口腹の慾を充たすが如き短期間に結了するが如きものに傾くか又は消費が什器建築等の如く比較的長期に

涉りて繼續するが如きものに傾くかは國民經濟狀態を卜すべき材料となり得るものなり。

又經濟上の特質によりて消費を區別するときは、

- 一、不[○]生[○]産[○]的[○]消[○]費[○]。財貨の有用を消盡して直接に欲望を充たすことを目的とするもの即ち吾人の日常米麥菜肉を消費し衣服を使用するが如し
- 二、生[○]産[○]的[○]消[○]費[○]。又は復[○]生[○]的[○]消[○]費[○]。或る財貨の實利を消盡する代りに其の實利を變形して再び現出せしむるを目的とするものにして換言すれば新財貨の生産を目的とする消費なり。故に此の種類の消費は人類の欲望を充たすの間接なる方法と云ふべきなり。

生産的消費と不生産的消費とを明かに區別するの必要は一國の輸入財貨が不生産的消費に屬する資料が多きか或は生産的消費資料即ち原料品が多きかを以て將來産業發達の如何を測知するの一標準となすにあり。されど財貨の不生産的消費は生産の最終目的にして凡ての生産事業は此の不生産的消費を目的として行はるるものと云ふべきなり故に生産的に或る財貨を使用するは

消費に非ずして所謂不生産的消費が眞の消費なりと云へる學者あり。何となれば人類は生活する爲めに生産するものにして生産するが爲めに生活するものに非ざればなり。又他の經濟學者の分類によれば一の財貨が他の財貨を生産するが爲めに消費するか若くは凡て財貨本來の目的とする有効の場合に消費せらるるときは之れを生産的消費と云ひ財貨本來の目的に非ざる消費若くは無職遊民の徒の爲めに消費せらるるが如き場合に之れを不生産的消費と爲すことあり。

消費の最終目的たる不生産的消費の場合に於ても成るべく僅少なる價格を消耗して成るべく最多なる欲望を満足せしめんとするの經濟的原則の行はるるものなり。即ち消費者の財産に關して消費を觀察するときは一消費が其の収入と比較して少なき場合、二兩者相同じき場合、及び三その多き場合等に區別すべし而して第一の場合には財産は増加し、第二の場合には財産の増減なく、第三の場合には財産の減少を來すべし。

經濟學上財貨の消費に關する一般的法則を示せば左の如し。

- 一、國民財産を減少せしめざらん爲に一定の標準を定めて消費を適度ならしめ生産的消費と不生産的消費との間に適當なる關係を保持すること。
- 二、不生産的消費に於ては第一に自然的欲望を充足し次で地位的欲望を充たしめ最後に奢侈的欲望に及ぶこと。
- 三、消費財貨にして其の實利の程度相同じきものなるときは其の繼續期間の長さものを先きにするべきこと。
- 四、他に重要なる事情の存在せざる限りは公共的消費を先きにし、私的消費を後にすること。
- 五、信用によりて消費財貨を得せしむるの便宜を開くこと特に貧困者をして此の便宜に浴するの途を得せしむること。

財貨消費に關する經濟學上の原則は道德學上の法則に一致せる所頗る多し。夫の貪婪及び浪費の如きは常に直接又は間接に道德を紊亂するものにして是等に類する消費は經濟上より觀察するも其の最後の結果は必ず不利益に到達すべきものなり。

奢侈とは高價なる且夥多の財貨を不生産的に消費するの謂ひにして吾人の日常生活上必須とする必要程度を超へたる消費をなすものなり。されど之れを自己の資力所得の如何を顧みずして漫りに不相應の消費を爲す所謂浪費とは自ら區別すべきなり。此の意義に於て奢侈は常に人類の理性的範圍の裡に動きて屢々嗜好の向上を促がし、人類生活の快樂を増進するに寄與する所少なからざるものたれば全然之れを排斥すべきに非ず。又文化の發展は人類の欲望の向上を伴ふものなるが故に一の財貨の消費が果して奢侈に屬するや否やを判定すること極めて困難なり。今日奢侈的消費と稱するものにして他日之れを適度の消費と稱するに至るやを計られざれば財貨の消費の奢侈的なるや否やを決する標準は須らく文化の程度によりて考慮すべきものなり。現に吾人の日常使用せる欲望充足の資料假令ば廉價なる各種の硝子製品の如きも數百年前に於ては貴重品にして之れを使用するは奢侈的行爲の中に數へられたるものなり。

既に述ふるが如く奢侈は浪費と全く異にして之れを惡徳とすべからざるも

のなりと雖も過度の奢侈は往々浮薄なる物質的・道德的の損害となるべき惡弊を醸し、壞敗せる自利心の標的となるに至り遂には容易に富有ならざる階級にまで感染摸倣せしめ遂に上下學つて華靡に赴くの弊を生じ、國民の經濟思想并に道德思想沈降の先驅たらしむるに至ることは、歴史上の事例の明かに示す所にして大に警戒を要するものなり。

第二章 消費と生産との關係

消費と生産とは密接の關係を有するものにして、生産すべき財貨の種類及び數量は之れが消費に適應せしめざるべからず。隨て生産と消費とは常に其の間の權衡を保維すべきものなるも、實際此の兩者は常に相一致するものには非ずして、一年間に生産せる財貨は此の期間に於ける同種の消費を補ひて或は過剩することあり或は不足することあるを免れず。之れ今日の經濟社會各種の生産は個々獨立の企業によりて營まるるが故に、或る種の財貨は不足を訴へ他の種の財貨は過剩となることあるは蓋し已むを得ざるの現象なりとす。

財貨の生産と消費との關係の適順を得るときは、生産者消費者共に各其の利益を得て經濟活動の進歩を見るものなりと雖も、若し此の兩者が調和を失ひ均衡を破るが如き事情の發生することあるときは之を稱して恐慌と云ふ、此の恐慌が一の饑饉として生活資料に關して起りたるときは之を收穫恐慌と云ひ、他の工業生産に關して起りたるときは之を工業恐慌と云ひ、貨幣に關して起りた

るときは之を貨幣恐慌と云ひ又貨幣代用物に關して起りたるときは之れを信用恐慌と云ふ。而して此の恐慌が各地に波及するに至らば往々各方面に恐るべき不景氣を伴ふものなり。

恐慌の原由が生産消費若くは財貨流通に關係することによりて之を左の三類に區別することを得。

甲、生産が影響する場合。

一、生産増加の場合。(イ)過度の企業熱によりて投機的に事業が膨脹したる爲め生産過剰に陥り又は(ロ)産業上の發明若くは発見ありて甚だしく生産を容易ならしめたる爲めに、

二、生産減少の場合。(イ)天災等の爲め凶作となり自然的生産が減少し、特に生産原料品並に生活資料の缺乏を生じ、又(ロ)急激に流動資本の停滯を來し若くは固定資本に變せられたる爲めに、

乙、消費が影響する場合。

一、貨物其のものの形狀品質が消費者の意向に一致すること能はざる爲

め特に奢侈品の如きは流行の激變によりて時好に投すること能はずして貨物の停滯を生じたる爲めに、

二、財貨消費の量に變動を生じたる爲めに、特に戦争革命其他不慮の災厄の發生によりて急激に消費の減少したる爲めに、

丙、生産と交通機關との間に於ける平均を失したること、即ち財貨流通が影響する場合。

一、突然取引販路を檢束せらるるが如き事情を生じ、或は激烈なる競争者が出現したる爲めに、

二、貨幣取引即ち硬貨及び其の代用物の價格比例(貨幣位)が急激に變動したる爲めに、

三、交通機關の過失、例へば鐵道線路の崩壞、汽船の沈没等によりて恐慌を誘導し、或は既に起りつつある恐慌を増大せしめたる爲めに、

經濟上に於ける恐慌は絶対に之を防止すること能はずと雖も、經濟思想の進歩、各種教育の普及並に交通機關の完成等は經濟生活に於ける此の不幸なる現

象たる恐慌を漸次減少し若くは其の禍害の範圍を輕減せしむるものなり。之に反して資本の集積輕便なる機械の應用等によりて又は進歩したる企業法並に細微に行はれたる分業法等は一面に於て恐慌の發生を容易ならしむるの傾向を生せしめつつあるものなり。

吾人は一般的觀察に於ては現時の恐慌は經濟發達と共に其の度數を漸繁ならしめ且一般に波及し易きに至りたるも殆んど永續することなくして規則的に順調に復し而も其の禍害は漸次輕減し來るの傾向あるを認むるものなり。而して恐慌には或る一定せる且つ規則正しき經濟上の現象にしてその前兆となるべきものありとし、恐慌は循環し來るべきものなりと信する學者あり。其の一例を言へば硬貨が海外に流出して中央銀行に於ける硬貨準備の減少するや爲替相場は次第に騰貴し次で金利及び割引利率等の引き上げを見、信用は制限又は拒絶せられ却て多數の債務償還の要求起り、到る所に支拂停止又は破産者を出現せしめ生産業は中止し労働は停止せられ資金の缺乏は物價を下落せしむるに至る是れ恐慌状態の極度なり。茲に於てか低落せる財貨は漸次海外

に輸出するに至り停止せる勤勞者は低廉の勞銀に甘んじて工場に麁集し且つ下落したる原料品によりて生産せられたる低廉なる財貨は倍々海外に輸出せられて硬貨の回収となり資金充實して物價は昂騰し企業を盛んならしめ次で國民の奢侈的消費起り物價の昂騰は海外輸出を杜絶せしめて反對に輸入を導き硬貨は流出し復び中央銀行の準備金缺乏して更に恐慌の基因を作すに至ると云ふにあり。

恐慌の危險なる作用を豫防し又は少なくとも其の慘害を縮少せしめんとするには唯間接的手段あるのみ而して其の手段としては第一國民に善良なる教育を施して之に經濟的徳育の訓練を施し次で勤勞並に取引の自由制度を完成し又職業紹介所及び失職保險等を設置し運輸交通機關を整備し並に善良なる貨幣制度及び確實なる信用組織等を設くるにあり。

恐慌は常に群衆心理の状態によりて生し實際の窮乏以上の影響を惹起し來るものなり故に適當の時機に於て之れを鎮壓すべく又は投機の流行するに際して時に應じて其の弊を豫防する等は、大組織の商業銀行當然の責務にして其

の禍害を縮少することも亦大なる困難事には非ざるべし。而して其の方法としては大銀行は宜しく手形の發行を減少し、且つ割引歩合を適度に高め、又硬貨を吸集して取引の基礎を安固ならしめ、之と同時に適宜放資して確實なる企業を補助する等平素用意する所無かるべからざるなり。

第六編 經濟的團體

第一章 經濟的團體の意義

經濟的生活に於ては社會の一人は其の欲望を充足するに必要とする財貨を他の各員より受領すると同時に、又自己の爲めにするの外他の各員の爲めにも生産するものなるを以て、社會各員は一般的社會を結成すると共に、經濟的生活に於ても亦協同的關係を有する經濟的大結合を爲せるものたり。而して此の經濟的大結合は其の各員が地位の各異なるに隨ひて夫れく目的を異にするを以て更に目的を同ふする狭小なる個々の團體を組成するものなり。而して是等團體の經濟上并に法律上の關係に就きては既に起述したる所あるを以て、茲に其の團體の達せんとする目的の差異に從ひて左の數種に區別して述ふる所あらんとす。

一、一般的團體。此の團體の目的とする所左の如し。

甲、保險。收得したる財貨に對して生ずる種々の損害を保護することを目的とするもの。

乙、貯金銀行。節約を集積し并に利殖するを目的とするもの。

丙、産業組合。生産企業を容易ならしめ并に消費資料の低廉なる需要又は供給を目的とするもの。

二、特種團體。特種の社會階級即ち生産者又は勤勞者の保護發達を目的とするもの。たとへば勤勞者組合、生産者と販賣者との聯合組合等にして職業を同じく若くは類似の職業を執るもの。又は勤勞者の一切の利益の保全を目的とするもの等にして所謂同業組合と稱するもの之れなり。

第二章 保險

保險の目的とする所は豫期せざる破壊的事變即ち水災、水害、電害による財産の消失又は疾病、其の他による生命又は勤勞能力の喪失等より生ずる經濟上の損害を輕減するに在り。而して斯の如き自然的破壊による財産上の損害は何人も蒙むるべき顧あるものにして之に對する犠性を恢復せしむる爲に、各個人は常に僅少の出捐をなし相互に經濟上の損失を共同的に負擔するものとす。故に保險に付せらるべき財産は保險せらるる者の自由意志に因りて任意に左右し得ざるものとし又其の損害額は契約當時に於て豫算し得べく又損害發生後に於ても容易に之を計算し得べきものたるを要す。

保險は是等の條件を豫想し多數の協同加擔によりて成立するものにして定期に離出する所の保險料は其の一般資金となり、加擔者の保險條件とする損害に對し其の資金中より保險金を支出して補償を行ふものなり。保險の直接間接に利益とする所左の如し。

甲、直接の利益。

- 一、保險は結社主義相互主義及び節約主義を包括し、僅少の費用を以て容易に國民財産の保持并に損害の恢復を爲すことを得べからしむ。
 - 二、保險は財産又は人身に關する一定の損害より生ずる經濟上の結果を自然の運命に委することなく、其の損害額を平常各人の間に分担せしめ、其の中の一人が一時急激に受けたる損害を軽減せしむるものなり。
 - 三、保險は結果の不確實なる企業に關して危険を負擔するものなるを以て、企業心及び信用に對して保障をなすものなり。
- 乙、間接の利益、保險は間接に人に安固の情を與へて奮勵心を起さしめ貯蓄心を刺激し、共同的精神を喚起し以て財貨の生産并に流通に利益を生せしむること頗る大なり。又堅牢なる住家、工場、船舶等の建築を奨勵し自然力より來たる敵に對抗するに必要な設備たる消防器械救難具等の改良を促進するものなり。

保險組織は之れが創設者又は其の業務執行者の異なるに従ひて之れを國家的保險及び私設的保險の二つに分つことを得。而して國家的保險は更に自由保險と強制保險との二となし、前者の場合には國民をして任意に保險料を出さしめて其の財産假令ば火災に對しては家屋、電害に對しては其の耕地の一定の部分に保險に付せしむるものにして、後者の場合に於ては之れを國民の自由意志によらず強制的に保險料を徴し其の財産の一定の部分に保險に付せしむるものとす。

私設保險の組織方法は、大凡三種あり、即ち一、相互保險、二、一定の保險料に對する保險即ち營業保險及び三、混合保險、之れなり。而して一、相互保險とは保險加入者は被保險者たると同時に保險者たるものにして、業務執行の費用並に實際發生したる損害補償に相當する金額の外は保險料として拂込むの義務なきを特色とす。之に反して二、一定の保險料に對する保險即ち營業保險は多數資本家によりて設立せらるるものにして、豫め被保險者をして一定の保險料を拂込ませしめ、損害の起りたる場合に於て保險企業者は自己の計算を以て其の損害を

補償するの責任を負ふものなり。而して其の保険料は被保険物價格の種類及び危険の程度によりて各異なるものとす。三混合保険は上記の両保険組織を混合し其の長所を採れるものにして營業保險の方法により加入せる被保険者をして保險營業利得の幾分を利益配當として收得せしむるの組織なり。

是等保險制度は各一得一失を有し其の優劣を判定すること難しと雖も此の三者相互に競争して各々其の長所を發揮することは蓋し社會公衆の利益とする所なるべし。

相互保險は唯加入者の損害を補償するを目的とし、設立者又は資本家の利益を目的とするものに非ざるを以て常に最美の條件を以て加入者に利益を提供し得るものなり。されど多額の保證資金を有し信用厚き營業保險にありては災害瀕出の場合に於ても被保険者は煩はしき追徴金を課せらるるの義務なく寧ろ安固なるの點あるは相互保險よりも優れる所なりとす。更に營業保險組織にありては其の業務擔當人が自己の利害より打算して被保険者に對して保険料を昂ぐることなくして株主に多額の配當を爲さんが爲に、善良にして整備

せる事業管理の良方法を考究するに至ることも亦其の一得點とすべきなり。

保險は保險すべき危険の種類により之を一損害保險。即ち火災、電害、家畜運送海上等に於ける危険に對する保險。二人事保險。及び生命保險。即ち疾病、養老、未亡人、孤兒、教育、婚資、軍人旅行生命等の危険に對する保險とに區別す。

又定期の掛金に對して一定の金額或は終身年金を被保険者の死亡の爲めに財産上の損害を蒙むべき或る一定の人に給與する組織あり。又被保険者が一定の年齢假令へば六十歳に達したるとき之に保險金の金額を支拂ひ若しくは被保険者の生存期間養老年金を支拂ふものあり。此の如きは性質上生命保險と貯蓄とを併合せるものと云ふべきなり。

我國現行商法に於ては損害保險と生命保險とを全く別種のものとなし其の契約方法をも區別せり。又海上保險に關しては全法海商の規定中に之れを編入せり。

國家的強制保險は獨逸國に於ては人事保險の大部分に就きて行はる、即ち疾病保險、災害保險、癱疾保險及び養老保險等は其の主なるものなり、又他の國に於

て家屋に對する火災保險を強制的に行へるものあり。

第三章

共濟資金及び、疾病—災害—廢疾— —養老保險

勤勞者が節約的生計を爲し其の收入の幾分を蓄積すと雖も、時としては不時の重大なる禍害あるときは此の蓄積したる資本のみを以て處辨すること能はざる場合あり、假令ば勤勞者に生じ易き疾病、負傷若くは勤勞不能等より起る困難を支ふる能はざるが如し。斯の如き場合に於て勤勞者に對して充分に且つ繼續的の救助を爲すの必要なる施設として、保險の利益と貯蓄の利益とを併有せる組合は、勞働不能の場合に於ける相互的共濟組合と養老資金組合との二種なりとす。

共濟組合は多數の人より成立し、各組合員より定期に少額の資金を醸出せしめて共濟資金を造成し、組合員中疾病又は過失等本人の責任なき原由により勤勞不能となり救助を必要とする者を生じたる場合は、其の資金中より扶助金を支出するの仕組なり。而して此の組合は永續的のものにして、且つ各組合員出

資○金○掛○金○の○同○等○な○る○こ○と○目○的○の○確○定○せ○る○こ○と○及○び○窮○迫○者○に○與○ふ○べ○き○扶○助○金○は○豫○め○之○を○確○定○せ○ず○且○つ○其○の○額○の○不○同○一○な○る○こ○と○等○が○相○互○的○特○別○保○險○と○相○異○な○れる○特○徴○な○り○と○す○。

共濟組合の目的を達するに少額の掛金を以てせんと欲せば其の組合員を多人数ならしめざるべからず即ち組合は其の組合員の多數なることによりて稍重要適切なる扶助を爲し得るものなり。されど組合員の餘りに多數に過くるときは相互の監督上困難を伴ひ却て不利益となることあるべし。獨逸國に於ては特に法律を以て疾病資金組合法災害保險法の制度を設け千八百八十四年十二月一日以後一日六マルク三分の二以下の収入の勤勞者及び工場使用人に對して一種の強制保險を施行せり。而して此の國立疾病資金組合に拂込むべき掛金の三分の一は雇主工場主の負擔となし其の三分の二は勤勞者及び工場使用人の負擔と屬せしむ而して勤勞者又は工場使用人の一人掛金額は其の収入額の百分の三とす。又救助組合に關するものは雇主工場主の補給なくして單に組合員の掛金のみによれり。

疾○病○資○金○組○合○は○單○に○疾○病○の○爲○め○に○生○じ○た○る○醫○療○に○關○す○る○費○用○を○支○拂○ふ○こ○と○を○目○的○と○し○更○に○加○入○者○に○し○て○罹○病○後○三○日○を○經○て○尙○は○職○業○に○従○事○す○る○こ○と○能○は○ざる○者○あ○る○と○き○は○疾○病○扶○助○金○を○支○給○す○る○もの○な○り○。而して疾病扶助金額は其の地方普通勞銀或は平均勞銀の半額に相當せしめ其の支給期間は少なくとも十三週間とすと定めたりしも千九百四年一月一日以後之れを少なくとも二十六週間と改正したり。疾病者若し死没したるときは死亡金として地方普通勞銀又は平均勞銀の日額の二十倍を支給するものとす。

災○害○保○險○法○は○工○業○及○び○農○業○林○業○等○に○従○事○す○る○凡○て○の○勤○勞○者○を○保○險○に○付○す○る○の○義○務○を○定○め○被○保○險○者○が○不○慮○の○災○禍○の○爲○め○一○時○又○は○未○久○に○收○入○を○失○ひ○た○る○場○合○に○於○て○之○れ○に○補○償○金○を○支○給○す○る○もの○な○り○。又瘠瘵の爲めに一時勤勞不能となりたる場合に於ては二十七週以後最初の二十六週間迄の費用は疾病資金組合より支給するに(る)の療治料又は年金を給與す。而して其の年金額は最終年間に於ける勞銀所得額の三分の二以上とし最困窮せるものにありては其の全額を給與することあり。若し又勤勞者にして災禍により其の生命を失ふこ

とあるときは、死亡者の年収額に比例し、少なくとも五十マルク以上の死亡資金を其の遺族に給與し、寡婦に對しては其の死亡若くは再婚に至るの期間、亡夫所得額の百分の二十を、子女に對しては每一人百分の十五を支給し、又其の子女にして孤兒なるときは其の十五歳に達する迄百分の二十の額を給す。然れども生存者の是等の収入が死亡者年収額の百分の六十を上らしめざることを規定せり、之れ若し其の以上多額を給することは、往々扶助料の爲めに却て浪費を助長するの虞あればなり。

災害保險に關し、加入の強制を受くる者は各種の工業、農業、林業、其の他建築業及び海運業等に從事せる勤勞者又はその使用人にして、年収額三千マルク以下のものとす。而して其の保險補償金に充つべき掛金は、全然雇主より之れを支拂ふものとす。雇主等は共同組合を設け、其の支出すべき金額を毎年豫算によりて之を定め、此の事業の進歩發達を計りつつあり。此の種の保險の發達は實に法律史上人類の義務觀念の擴張を現はしたる一紀元をなせるものにして、經濟上より之れを見れば、組合よりする贈與又は支給の金額は、勞銀の一部を意味

せるものと云ふべきなり。又此の組合は系統的順序を以て廣く結合し、勤勞者組合の代表者と與に共働して、克く雇主勤勞者間に於ける調節機關たるの任務を盡しつつあり。

又獨逸帝國に於ける癩疾保險及養老保險は一種の慈惠的制度として、一千八百八十九年の法律の基礎の上に成立せり。而して此の義務保險は各種の職業の一般勤勞社會并に實務に從事して、勞銀又は俸給を受け、年齢十六歳以上に達したる者の上に強制せらる。其の種類左の如し。

- 一、一般人、勤勞者、工場助手、見習職工、徒弟或は僕婢として實務に從事せるもの。
- 二、雇官吏、職工、長技術者、番頭、手代及び其の見習、其の他の使用人にして二千マルク以下の年収入の者。

三、獨逸船舶乗組員。

四、教育者及教師。

此の義務保險は亦煙草及卷煙草并に紡織業等、家内工業の如き企業を確實な

らしむるものなり。若し夫れ等の従業者が疾病若くは災害保険によりて償はればるが如き廢疾の不幸によりて生活不能に陥りたる場合に於て、被保險者が通常二百週間以上一定の保險料を繼續掛金せる者なるときは、其の年齢の如何に拘らず補償金の支拂を受くるものなり。而して廢疾年金は五級に分てる勞銀階級と掛金年數とによりて差等を付し、毎年最少額百十八マルクより最高四百五十マルクまでの範圍に於て支給するものとす。其の他地方に於ける保險起業者は加入者の疾病を看護し若くは疾病看護者の困窮を豫防する等廣汎なる事業を經營しつつあり。

養老年金は被保險者の生計不能たると否とに拘らず、年齢七十歳に達したる者に對し其の勞銀の階級に應じ百十マルク乃至二百三十マルクの年金を支給するものなり。獨逸帝國政府は各廢疾年金及び養老年金に對し毎年五十マルクを補給し、其餘の額は雇主及び勤勞者より各同額の拂込みを爲さしむるものとす。而して夫等の毎週掛金は十四乃至三十ペンニツヒとせり。又保險料の徵收方法は先づ雇主は被保險者の爲めに郵便局より掛金額に相當するの印紙

を購入し、保險料の半額は自己の出金により他の半額は勞銀中より之を差引き一箇年分五十二週間の掛金印紙を貼付すべき通帳を作り、之れに其の印紙を貼付して被保險者に交付するものとす。

我邦に於ける共濟組合、保險等の制度は未だ完備するに至らざるも、私設の會社又は工場等に於て職工使用人等の爲めに前記の夫れに類似せる方法によりて實行しつつあるもの少なからず。政府の施設としては明治四十年逓信省公達三一五號鐵道院職員救濟組合規則の設定あり、鐵道手及雇員以下の現業員を強制組合員とし全吏員を任意組合員とせり、而して其の組合の事務は鐵道院總裁の管理に屬せり。強制組合員は年齢滿十六歳に達したるときより全五十五歳まで毎月々收額の百分の三、任意組合員中現業者は全百分の五、非現業者全百分の四を掛金として組合に出金し、其の救済を受くべき災害を區分し一重傷死に至りたる者、二兩眼又は二肢以上を失ひたる者、三一肢の用を失ひ終身業務に就く能はざるもの、四身体の毀損によりて業務を退くもの、已むを得ざるに至りたるもの、五職務に服するも身体を毀損したる者等の五階級となし、其の等級に應

じ月收六ヶ月分以上二年六月分以内の救済金を支給す。又組合員死亡の場合に於ては加入の年齢及期間に應じて月收拾圓に對して拾壹圓餘(五拾歳に加入したる者)乃至貳百四拾四圓餘(十五歳より加入したる者)の割合を以て救済金を支給し、事務執行中死亡したる者に對しては前記二個の救済金を併せ給することとせり。更に又年齢滿五十五歳以上に達して組合を脱退したる者の救済金は其の加入年齢と期間に應じて等差を定め月收拾圓に對し貳拾五圓餘(五拾歳にて加入したる者)乃至參百五拾九圓餘(十五歳より加入したる者)の割合を以て救済金を支給す。本邦政府は明治四十年勅令第一二七號に以て此の組合に對し毎年豫算を以て組合員の給料總額の百分の二に當る金額を限度として補給すべきことを規定發布せり。

又爲替貯金局、地方逓信官署、現業員共済組合は明治四十二年勅令第一五一號によりて組織し、組合員の毎月掛金は其の月收額の千分の三十六とし、政府は毎年豫算の範圍内に於て組合員掛金總額の三分の二に當る金額を限度とし、組合員給料總額の千分の二十四を超へざる範圍に於て該組合に補給せり。而して

該組合員救済の種別は一傷病、二疾病、三療養、四死亡、五災害、六脱退、七勤績とし、職務の爲めに傷病又は疾病に罹りたる者には其の等級を五等に分ち、鐵道員の夫れに於けると同様の支給をなし、給與金は其の實費とし、死亡者に對しては加入期間の長短によりて區別し、其の一ヶ年未滿の者には給料六ヶ月分、一箇年未滿を増す毎に支給額半ヶ月分宛を増すものとす。

第四章 貯金庫

貯金庫は勤勞社會の少額の節約金を安全且つ有利の方法を以て蓄積せしめ、之れによりて漸次勤勞社會の位地を改良し、且窮迫の場合に於ては此の節約したる資金に避難所を求めしめんとするに在り、故に貯蓄の奨励は其の預金に利子を付し預け入れを簡便にし支拂を確實にすることにによりて、貯蓄思想を喚起し其の目的を達し得るものなり。而して其の方法としては多數の貯金受入所を設置し、預入の時期を定め、成るべく煩雜なる手数を省略し、少額の節約金と雖も其の預入を躊躇せざらしめ、又其の拂戻に關しては預入者をして苟くも煩雜又は疑惑を感せしむるが如きことを避くるを肝要とす。

貯金庫に於て預金を利用するに當りては最も安固なる方法により、且つ個人資金の運轉に適應する用途に用ふるを可とす。又成るべく各種の方面に之れを利用するときは流通頻繁なるが爲め、容易に其の現金を回收し得るの便宜あるを以て急迫又は多衆の拂戻請求の起りたる場合に當りても支障を生ずるが

如き虞なきを得るなり。

貯金庫又は貯金銀行は勤勞者、僕婢、小商工業者をして少額の節約を安全に保管し、且利殖せしむるの便益を與ふるの目的を以てせるものにして、個人又は社會の慈善的事業を其の形式上の起原とせり。而して此の慈善事業の存在は國民經濟に對し、下層民が自ら適當なる用途を有せざる貯蓄を有益なる資金たらしむるの利益を得せしむるのみならず、困りて以て下層民の健康又は勤勞能力を害するが如き無益の浪費を抑制せしめ得るの効果を生ずるものとす。而して貯金銀行の敏捷且つ便利なる活動は大に一般の貯蓄思想を向上せしめ、貯蓄銀行に良効果を收めしむるものなり。現今獨逸帝國に於ては市町村等の公共團體が貯金庫を設立して人民の貯金を取扱ひ一の救貧事業となせるもの多く、又他の國に於ては政府が一定の制限を設けて斯の如き貯金庫に對し、他の私設經營の夫れと等しく保證を與へ、且つ其の業務を監督せり。又佛蘭西に於ける共同貯金庫は國家の管理に屬せり。

最後に特に記載すべきは現今多くの國に於て盡力しつつあるは郵便貯金の

制度即ち貯金事務を郵便經營に併合せしめたるもの之れなり。郵便貯金は一方に於ては貯金者に安全を感せしめ、一方に於ては少額の貯蓄を迅速に且つ容易に預け入れしむるの目的を達し得るものなり。此の制度は英國大宰相グラッドストーン氏の創意に係り、一千八百六十一年以後英國に實施せられたるものにして、全國に於ては實施后最初の三ヶ年に於て其の蓄積額既に五百萬磅に達したりと云ふ。其の後此の制度は各國に行はるに至り我國に於ても之に倣ひて明治二十四年一月一日より創始し、國民貯蓄上多大の効果を表はしつつあり。其の他多數の貯金銀行ありて國民の少額貯蓄を取扱ふあり、近年一種の契約的貯金方法として据置貯金法を設くるもの少なからず。又所謂學校貯金の實行に關しては各國に於て可否の議論區々にして一定する所なし。

第五章 産業組合

産業組合は無資産者若くは小生産業者が組合を設け、組合員の産業的經濟的發達を企圖する一の經濟機關にして我邦に於ては明治三十三年法律三十四號の規定に係れり。其の目的とする所により之れを區別すれば左の如し。

- 一、信用組合。組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしむるを目的とす。
- 二、販賣組合。組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之れを賣却するを目的とす。
- 三、購買組合。産業又は生計に必要な物資を購入し之に加工し若くは加工せずして組合員に賣渡すを目的とす。
- 四、生産組合。組合員の生産したる財貨に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむるを目的とす。

抑産業組合の目的とする所は組合員の産業的經濟的發達に在りと雖も、組合

の目的を善美ならしめんが爲めには組合員各自の勤勉節約誠實協同等の觀念を要求するものなれば此の組合の發達せる國に在りては組合員の經濟上社會上の利益を與へ其の地位を向上せしめつつあると同時に、個人的國民的道德の進捗の著しきものあるを認むるに至れり。

第一節 信用組合

信用組合又は組合銀行は組合員の經濟的企業を補助し其の進歩を與ふるを以て目的とせるものにして組合員に與ふる信用によりて其の組合又は銀行自身の利益を得ることを目的とするものに非ざるを特色とするものなり。而して組合の經營資本は主として組合員の少額なる定期掛金及貯金の集成より成り其の利益配當の殘餘分は資本に組入れらるるものとす。

是等の組合又は組合銀行は社會に承認せらるる信用を利用して相當の利子を支拂ひて組合員又は第三者より資金を借入れ之を對人擔保又は物上擔保を以て唯組合員にのみ貸付け組合員の企業を補助するものにして、其の貸付利子

は普通利子より稍高歩なるを常とす。何となれば組合に收入する利子はやがて組合員に配當せられ若くは其の資本に組入れらるるものなればなり。

信用組合又は信用銀行の營業利益は其の一部を積立金として扣除し其の他は組合員間に配當金として其の拂込みたる出資額に應じて之れを分配すべきものとす。而して新たに組合に加入するものに對しては相當出資以外に加入金を徴收するは組合の積立金に對し平等の權利を得せしめんが爲なり。是等の組合の業務は當事者の充分なる思慮を以て敏捷に執行することによりて其の目的を達し得べきものにして特に貸出を慎重にし借入れを制限すること等は此の組合を完全に發達せしむるに最緊要なる所以と爲す。

獨逸國に於ける信用組合は之れを分ちて農業に關する信用組合及工業に關する信用組合の二種となすことを得。而して農業に關する信用組合は所謂土地銀行、土地信用金庫及貸付金庫組合等にして主として農業的企業の機關たるものなり。又工業に關する信用組合は所謂國民銀行、産業銀行等にして、工業的企業の振興を目的とし小工業者の爲めに資金を貸付し事業の補助をなしつつ

あるものなり。

第二節 販賣組合

販賣組合は組合員の生産したる財貨を組合に於て加工し又は加工せずして之れを他に販賣するを以て目的とするものなり。故に組合員第一の資格は必ず或る財貨の生産者ならざるべからず、夫れと同時に組合の販賣する財貨は必ず組合員の生産したるものたらざる可からざるなり。又組合は單に組合員の生産したる財貨を販賣するのみならず、其の販賣の目的を達するに必要とする範圍に於て之れに加工することあり、たとへば組合員の産出したる繭を蒸殺し組合員の産出したる玄米を白米となすが如し。之れに依りて組合は各組合員が個々に販賣する場合の如き市場に於ける不利益を除き、若しくは個々の加工が種々の器械と費用とを要し多額の加工費を必要とする場合に於て組合は精良なる器械を備付くることによりて生産費用を低廉ならしめ、以て組合員の利益を圖らんとするものなり。

販賣組合の効果は少資本の生産業者を結合し大企業と畧同様の販賣方法を行ふにあり、蓋し販賣貨物數量の多額なるときは以て販路を擴張し販賣時期を選定して商機を逸せざらしめ、又無用の競争を避け販賣上の煩雜を省略し得る等幾多の利益を生産者に與ふるものなればなり。従て販賣の便宜上生産財貨の種類品質を統一し且つ生産改良を行ふ等間接の効果も亦少なしとせざるべし。

販賣組合が組合員の生産財貨を販賣するに當り、委託の形式に於て組合員の貨物を取扱ふことあり、又は一旦組合員の生産財貨を組合に購入して後之れを販賣することあり。販賣組合は其の孰れの形式によるも妨げなしと雖も、後者の場合に在りては貨物は一旦組合の所有に歸するが故に、購入後相場騰貴によりて利益を受くることあると同時に、其の下落によりて損失を蒙むるの危険を免るること能はず、隨て事業の性質上特別の事情の存在する外は此の形式を採用するもの少なし。

第三節 購買組合

購買組合は之れを原料組合及び消費組合の二種となすことを得。原料組合は生産業者に必要なる原料器具等を購入して之れを組合員に販賣するを目的とするが故に、此の組合に屬する組合員は生産業者たるを必要とすれども、消費組合にありては日用の必需品を購買して之れを組合員に販賣するものたれば其の組合員は何人を以てするも妨げなきものなり。故に消費組合は通常一地區内に居住する各種の職業者を以て組織し、又時としては同一工場内に在る勤勞者を以て組織することあり。

購買組合は組合員の産業上若しくは日常生活上必要なる貨物を購入し之れを組合員に販賣するを以て目的とするものにして、組合は個々の購買に比し常に多額の購入を行ふを以て、其の品質の精良并に價格の低廉なるを期し得べく、而して其の間に得べき利益と掛買を爲さざる利益とは組合員に少なからざる利益を提供するものなり。

購買組合の資本は他の組合と均しく組合員が義務として定期に出金する少額の出資より成り、又新加入者の出金する加入金は之れを組合の豫備資金に編入するものなり。而して此の組合の營業利得は組合が生産者より現金を以て低價に購入したる貨物を市價を以て小賣することによりて生ずるものにして、會計年期の終局に際し其の利益の一部は組合員の消費額乃ち購買金額并に其の出資額に對する比例によりて之れを組合員に分配し、他の一部は組合資本に組入るものとす。故に購買組合にして此の主義により忠實、正確、適切及勤勉なる業務擔當人によりて經營せらるるときは、下層社會の境遇を改善すること實に僅少にあらざるべし。

現今歐羅巴諸國に於ては消費組合に類似する特殊の經濟的組合に建築組合と稱するものあり。此の組合は組合の資本を用ひて善良適當なる家屋を建築し、割賦拂によりて之れを賣り渡し、組合員をして容易に家屋を所有することを得せしむることを目的とす。而して組合員は代金完納に至るまでの擔保として其の家屋を抵當とするものなり。建築組合に必要な資金も亦組合員の定

期掛金を以てし、其の資金は或は一自ら住宅を建築せんと欲する組合員を補助する爲め、或は二共同収益を目的として貸屋を建つる爲め、或は三勤勞者に對して住宅を供する爲に使用せらる。現今に於ては癩疾保險組合又は養老保險組合に於ける資金を利用して上記第三の目的を達せんとせるもの少なからず。

地價低廉なる地方に於ては上記の方法により住宅に庭園を繞らし且つ多數の家族を住せしむるに足る室と各別の門戸を有せるに家屋を設け得るを以て勤勞者の共同宿泊所又は寄宿舎を設くるの必要なに至るべし。下層社會の人々をして共同宿泊所に多數同居せしむることは大に出費を節し得るものなりと雖も、共同宿泊所生活に伴ふ弊害は大に注意すべきものとす、何となれば如何に嚴重なる規律を設くるも幾多道徳上衛生上の弊害を豫防すること能はざればなり。且つ共同宿泊所は往々勤勞者下層社會の人をして單獨生活に慣れしめ自ら住宅を所有せんとするの念慮を失はしむることあるを免れざることも亦其の弊と爲すべし。

第四節 生産組合

生。産。組。合。は組合員の生産したる財貨に加工し若しくは組合員をして産業に必要なる機械を使用せしむるを目的とするものなり。故に生産組合は之を分ちて加工組合及び使用組合の二種となすことを得即ち組合員の生産したる玄米を精白し、藪を乾燥蒸殺するは前者に屬し個人の方を以て購入し難き機械を組合に購入して之れを組合員に使用せしむるは後者に屬すべし故に普通の場合に於ては生産組合と販賣組合又は購買組合とを併せ營むを便とすとあり。斯の如く生産組合は高價なる器具新規の機械を容易く使用することを得て生産費を減じ且つ生産品の改良整善を期するにあり。

歐米に於て生産組合の最進歩擴張せる組織は多數の勤勞者が各自の勤勞又は其の貯蓄を共同出資して組合を作り組合自ら企業を營むものにして、組合中最高尙にして且危険に對する考慮を要するものなり、何となれば此の組合の組合員たる勤勞者は營業より生ずる總収益を自己の利益たらしむると同時に企

業に伴ふ損失をも負擔すべきものなればなり。而して是等の組合が其の業務經營に當り排除すべき重大なる困難頗る多し即ち一勤勞者は困苦を忍びて克己的に努力するに非ざれば組合資本を得難かるべく又二生産組合は其の生産貨物の顧客を得んが爲めに他の資本家の經營せる企業と競争するは困難なるべく又三企業利得の分配に關して公平なる方法を案出すること並に業務執行に適切なる人物を組合員中に採擇して克く他の組合員の猜忌を起さしめざることの困難等之れなり。其の他組合の業務を開始するに際し資金不足なる場合に當り往々他より之れが供給を求むる必要の生ずることあるが如きは組合の業務經營をして一層困難ならしむるものなり。之れ普通の資本家は斯の如き企業に對し其の資本を放下することを避くるものなればなり。

蓋ふに此の種の生産組合の活動をして敏活ならしめんとには合を組織せる勤勞者が勤勉忍耐且つ協同の精神に富む者たることを要するは勿論其の人員の餘り多數ならざることを肝要とすべし。又其の事業は大資本を必要とせざるものたると同時に事業經營に當り成功に伴ふ危険を努めて避くることを要

す。斯くの如くせば此の組合は智的并に道德的關係に於て大なる利益を生ずるに至るべし何となれば是等の組合は其の勤勞者をして克く勞働活動を興奮せしめ其の品位を高め企業者たるの面目を保ち得るに至り其の地位を改良すべきものなればなり。

此の生産組合に酷似せる一の營業組織は勤勞者をして營業利得の分配に預からしむるの方法なり。此の組織は企業家たる資本家が其の使役する勤勞者に企業利得に應ずる賞與金を與へ若くは利得分配に與からしむるものにして其の勤勞者に分配すべき利得は或は企業の總收入よりし或は純收入よりするものなり。而して此の營業組織は通常二個の方法を以てす其の第一の場合に在りては勞銀以外に特別の割増金を勤勞者に與ふるものにして割増金は原料品若くは固定資本の上に加へたる節約又は一箇年中の賣上高若くは總收得の増加を標準として定むるを通例とす。蓋し此の收益配當の目的は勤勞者に眞面目に且つ正直に勤勞せんことを鼓舞せんが爲めなり。又其の第二の場合に在りては勞銀以外に營業利益の一部を勤勞者に配當するものにして其の分配

せらるべき利得は豫め純收入中より支出するものと定むるを以て、利得の有無は此の分配に於ける必要條件なりとす。

此の二種の利益配當より生ずる勤勞者の收得は或は一勤勞者をして全く之れを所有せしめ或は二勤勞者の共同利益の爲めに其の企業と關係を有せる貯蓄金庫又は保險金庫若しくは其の企業と關係を有せざる貯蓄金庫又は保險金庫に預け入れしめ、或は三之れを以て其の企業の株式を購買せしむるものなり。勤勞者が其の企業の株式を購入する場合にありては勤勞者をして株主即ち資本家の一人たらしむるものたれば、勤勞者は資本家の資格を有して更に出資に相當する利益配當を受くるに至るものなり。

此の利得處分の方法は凡ての場合に於て一樣に行ひ得べきものには非らずと雖も而も其の効果は決して尠少に非らず。此の處分法を行ふことによりて勤勞者をして企業家に對する敵對の態度を去らしめ、同盟罷工を減じ善良なる勤勞者を集中し得べし。從て勤勞者をして原料品及び機械を有益に使用せしめ、以て勤勞の効果を多大に且つ優良ならしめ、更に勤勞者の財蓄心を盛ならし

むるものなり。而して此の利益は特種の産業殊に企業利得が資本の多少に關係を有すること少なく、寧ろ勤勞者の技倆及び其の良心に待つ所の産業に於て其の待遇上最高尙なる意義を有するものなり。又此の方法は工場所々に岐れ勤勞者が各處に散在して服務し、其の監督の容易ならざるが如き場合に於ても亦大なる利益を認むべし。

又特別の利益配當方法として企業家が勤勞者に勞銀を與へずして企業利益を企業者と勤勞者とに分割すべき條件を以て組合を爲す組織あり、而して此の經營組織は多くは意志の力と企業に伴ふ危険とを自ら負擔するに必要な資力とを有する高等勤勞者に對して行はるるものなり。特に此の組織は勤勞者の精神的勞力が企業の成功に關係を有するが如き場合に最好適する者とす。又此の種の分配法は農業漁業の如き特殊の業務に於て適用せらるることあり、而して其の利得分配方法は地方の慣例によるものなりと雖も主として其の收益を基礎とするものなり。

此の種の利益分配方法は企業の如何なる種類に行ふも、常に勤勞者と資本家

并に企業者と勤勞者との間に發生すべき紛擾を豫防するに有効の手段たり得るものなり。換言すれば所謂社會問題を解決するに力を有するものなり。從來各國に於ける各種産業の經驗する所によれば、此の制度が特に道德的關係に於て多幸なる効果を奏せることは疑ふべからず。而して斯の如き組織が往々其の効果の如何を疑はれたるが如き時期に在りては、一般に勤勞者の境遇を改善するが爲めに資金を醸出せんと欲する企圖の公明正大に出でたるものなるや否やを疑問としたりしは寧ろ當然なりと云ふべきなり。

第六章 同業組合勤勞組合及雇主聯盟

同業組合は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其の利益を増進するを以て目的とせるものにして財貨の生産製造又は販賣に關する營業を爲す者の同業者又は其の事業に密接の關係を有する者相集まりて組織する所のものなり。而して此の組合の組織は固より組合員の自由意志によるものなりと雖も我國同業組合法の規定する所によれば組合を設置せんとする地區内に於て同業者三分の二以上の同意者あるときは全地方に於ける他の同業者を拘束して之に加入するの義務あるものとせり。

斯くの如く同業組合は單に經濟上の目的のみを主とするものには非ずと雖も此の組合は同種若くは類似の職業を執る所の同業者の結合にして其の目的は職業に關係する一切の利益を保全するにあるを以て經濟上に關係を及ぼす所少なしとせず。特に此の組合の活動が職業上の弊害を排除すると同時に有爲の組合員を養成する爲に徒弟學校を設立し徒弟の監督をなし傑作の獎勵を

行ひ、其の教育并に徳義を啓發するに至らば、各方面に於ける生産能力を助長し、一切の經濟上の災害を保險する所以となるなり。現今の同業組合と歐洲中世に於ける職業保護組合又は我國の職業株の類と異なる所は、中世に於ては其の組合員又は株の持ち主のみが其の職業を營むことを得、他を凡て排除したりしも、現今の同業組合は各國皆完全なる職業の自由を認め、決して之れを制限せざるにあり、是によりて現今の同業組合は全く同業者多數の自由意志によりて設立せるものと云ふを得べきなり。斯くて善良なる同業組合は國家の保護を受けて最高多幸の活動を職業の上に發揮することを得べきものとす。

千八百九十七年獨逸國法律六六三號は此の種の組合に關して左の事項を規定せり。

- 一、共同的精神を保護し、夫れと同時に職業上の名譽信用を維持せしめ且つ之れを鞏固ならしむること。
- 二、親方及び職人の關係を親密にし、同時に職工宿泊所及び職業紹介に對して充分なる注意を加ふべきこと。

三、徒弟制度の完成を圖り、徒弟の技術的、職業的及道德的教育を周密に行ふべきこと。

四、組合員相互并に夫れと徒弟との間の爭論を公平に裁定すること。
同業組合は尙其の活動の範圍を擴張して左の權能を有す。

- 一、職人及徒弟の職業的、技術的及道德的教育を發達せしむる爲に組織方法を設け、特に學校を設立維持し、且つ之れを完成すべく誘導すること。
- 二、職人及親方の資格試験を執行し、且つ之れが證明書を交付すること。
- 三、職人等が作業中不幸或は其の他の事故により負傷病氣又は死亡の場合に當り之を救助する爲めに金庫を設置すること。
- 四、職工、親方及び雇主間の紛争を解決する爲めに仲裁々判を行ふこと。
- 五、組合員の共同的業務を處辨すること。

獨逸國に於ては同業組合は法律の規定によりて、一定の地域内に於ける同業者を強制的に加盟せしむるものなるを以て手工業者の機關として發達を見るに至り、千八百九十七年以來五年間の進歩は獨逸帝國手工業者の四分の一は此

の組合に加入せるを見たり。又同業組合法は組合員の選挙によりて組合員の利益を代表する委員を設く此の委員は組合の維持進歩徒弟制度の施行手工業の技術向上組合の擴張等を企畫し國家行政と手工業者との仲介として國民經濟の進歩を補助しつつあり。又我國の同業組合法は之れを重要物産の上に行はしめんが爲めに明治三十三年法律第三五號を以て發布し其の權限并に設置方法等を規定せり。

同業組合が手工業者の地位を向上せしむるを以て目的となせる如く、歐米諸國に設けらるる勤勞者組合又は職工組合若くは職業組合も亦勤勞者各自の利益を保護するを目的とせり。而して勤勞者組合の主とせる目的は成るべく勞銀を高くし勤勞時間を制限する等、雇主に對して勤勞者の利益を防衛せんことを期するに在りて勤勞停止を以て其の紛争解決の最終の手段と爲せり。而して組合の積立金は斯の如き勤勞停止の實行を可能ならしむるものなり。

勤勞停止を實行したる勤勞者が之れに加はらざる勤勞者に對して強迫を以て其の勤勞に従事することを妨ぐるの場合稀なりとせず、是を以て勤勞停止より生ずる激烈なる擾亂を極力防止することは經濟的秩序保維上必要のものとす。特に勤勞停止の影響する範圍の大なる場合には最切要を感ずるものなり。是に於てか多數の職業者に對し此の紛争を調停するの仲裁々判所又は仲裁委員を設くるの必要あり。而して其の委員は勤勞者の階級及び雇主の階級より各同數を出すを常例と爲す。

歐米諸國に於ては雇主も亦勤勞者組合に倣ひ勤勞停止の脅迫又は不當勞銀の要求に對して防衛し其の利益を保護せんが爲めに雇主聯盟を組織するものあり。而して此の聯盟の用ふる主なる手段は勤勞停止を煽動し若くは其の顧ある勤勞者を其の工場に採用せざることを並に其の氏名を互に通知すること及び勤勞停止の起りたる場合に當り必要と認めたるときは一般工場閉鎖を行ふべきこと等を盟約し以て勤勞組合に對抗するにあり。

國民經濟學要義

(終)

◎本書の訂装を行ふに當りて◎

余は本書を編するに當り、先づ二三の獨逸書を精讀して目次を編成し、原文の意義によりて系統を立て、他の書を涉獵して之れに補修を加へ、而して後稿を起したり。稿成りて自ら之を熟讀し改竄修補を行ふもの再三、塗抹加筆殆んど讀む可からざるに至り、杉田氏に囑して之れを淨寫せしめ、復之れを讀みて斷へず修訂し、後森口氏の一讀を乞ひ、印刷者に交付する前、更に一回通讀したり、幾度之を校訂するも意に充つる能はず、二回の印刷校正を行ふ間も尙且つ縦横に朱線を加へて訂正したり。本書は斯くの如くにして成れり、今之れを讀みて尙忸怩撫然たるものなき能はず、噫。

吾城生識

大正四年六月二十五日

於奈良中院寓居

大正四年六月廿六日印刷
大正四年七月一日發行

國民經濟學要義

定價金壹圓

不許
複製

著作者兼
發行者

奈良縣奈良市中院町二十八番地

五井壽愷

印刷者

奈良市橋本町三十六番地

乾善兵衛

發行所

奈良縣師範學校附屬小學校内

興東會

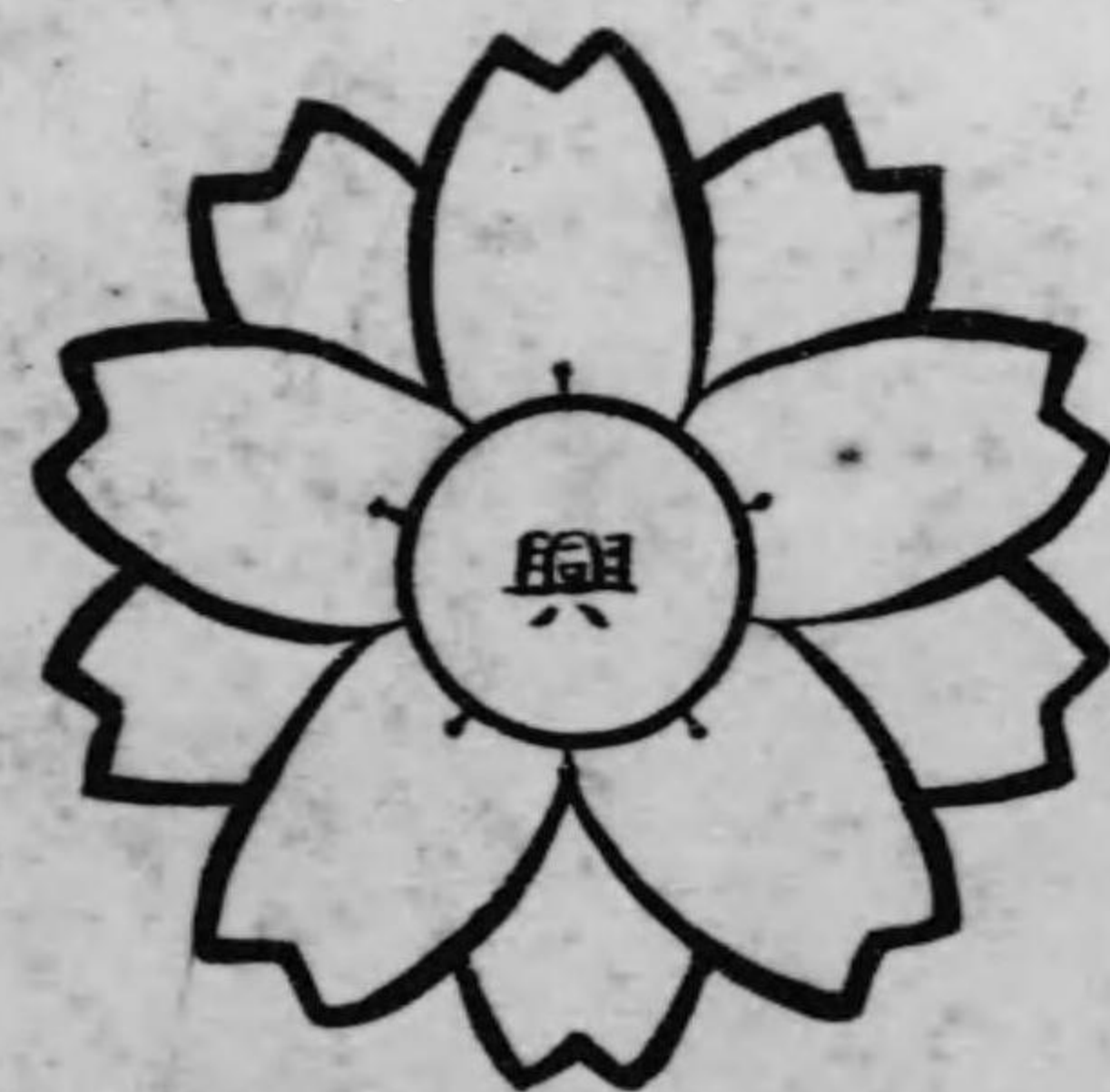
社新明良奈所刷印

發賣所

奈良市橋本町三十六番地

奈良新明社

長電話二四一七番
振替口座東京四〇一七番



352
68

終